

総 合 評 価 書

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

平成 2 6 年 3 月
国家公安委員会・警察庁

目次

はじめに	1
第1章 評価の対象とした政策等	1
第1 サイバー空間の脅威に対する総合対策	1
第2 評価の観点	3
第3 効果の把握の手法及びその結果	3
第4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
第5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
第6 政策所管課及び評価を実施した期間	3
第2章 各施策の効果の把握の手法及びその結果	4
第1 サイバー犯罪に係る抑止対策	4
第2 サイバー犯罪に係る捜査活動	20
第3 サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動	36
第4 サイバーテロ対策に係る推進事項	42
第5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項	47
第6 サイバー攻撃事案の実態解明の推進	51
第7 情報技術解析に係る推進事項	53
第8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応	57
第9 部門間の連携	59
第3章 評価の結果及び政策への反映の方向性	61
第1 サイバー犯罪に係る抑止対策	61
第2 サイバー犯罪に係る捜査活動	61
第3 サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動	61
第4 サイバーテロ対策に係る推進事項	62
第5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項	62
第6 サイバー攻撃事案の実態解明の推進	62
第7 情報技術解析に係る推進事項	62
第8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応	63
第9 部門間の連携	63
第10 総括	64
終わりに	65

総合評価書「サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「平成 25 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、行政課題「サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」について、総合評価方式による評価書を作成することとしている。本評価書は、同計画に基づき、警察庁が平成 23 年 10 月に制定した「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」(別添)に従い推進してきたサイバー犯罪¹対策及びサイバー攻撃²対策の効果を明らかにし、その問題点について分析することにより、今後のサイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策の在り方の検討に資するために作成されたものである。

第 1 章 評価の対象とした施策等

第 1 サイバー空間の脅威に対する総合対策

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する一方で、ネットワーク利用詐欺等の国民生活を脅かす犯罪が多発し、社会問題となっているほか、政府機関や民間事業者等がサイバー攻撃を受けるといった事案が発生し、国の安全保障に影響を及ぼしかねない問題として顕在化するなど、サイバー空間の脅威は増大しており、総合的な対策を強化する必要が認められた。その際、政府機関の態勢の強化のみでは対応が困難であることから、民間事業者、一般のインターネット利用者等の自主的な取組が不可欠であり、サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化を促進することが喫緊の課題であった。こうした情勢を踏まえ、平成 23 年 10 月、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」を制定し、以来、サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策を推進してきた。

本評価書では、これまで推進してきた「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」等に基づく各種の施策を評価の対象とした。

具体的な施策については、次のとおりである。

¹ 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

² 重要インフラ(注 30 参照)の基幹システムを機能不全に陥れ、社会機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロ、情報通信技術を用いた^{ちよう}謀報活動であるサイバーインテリジェンス等

- 第1 サイバー犯罪に係る抑止対策
 - 1 犯罪の発生状況の把握
 - 2 民間の自主的な被害防止活動の促進
 - 3 関係事業者等への働き掛け
 - 4 児童の犯罪被害防止対策の推進
- 第2 サイバー犯罪に係る捜査活動
 - 1 態勢の確保
 - 2 新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙
 - 3 違法情報の取締り、有害情報の実態解明等
 - 4 児童を対象とする性犯罪等の取締り
 - 5 犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締り
 - 6 被害財産の回復と犯罪収益の剥奪
- 第3 サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動
 - 1 犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査の実施
 - 2 被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報
 - 3 事件広報を通じた情報発信
- 第4 サイバーテロ対策に係る推進事項
 - 1 総合的な対策を推進するための態勢の確保
 - 2 未然防止のための官民連携の推進
 - 3 事案発生時の的確な対処
- 第5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項
 - 1 総合的な対策を推進するための態勢の確保
 - 2 未然防止のための官民連携の推進
- 第6 サイバー攻撃事案の実態解明の推進
- 第7 情報技術解析に係る推進事項
 - 1 情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化
 - 2 サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化
 - 3 最新の技術情報の国際的な共有の促進
- 第8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応
 - 1 事件の概要
 - 2 事件を踏まえた取組
- 第9 部門間の連携

第2 評価の観点

本政策評価においては、主にサイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に関する施策が有効であるかという観点から評価を行った。

第3 効果の把握の手法及びその結果

効果の把握の手法及びその結果については、各施策別に、第2章に記載することとした。

第4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

この報告書は、平成26年2月28日に開催した警察庁政策評価研究会において、報告書の記載内容や記載方法について、意見を聴取した上で作成した。

第5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

警察庁が取りまとめている業務統計等を使用した。

第6 政策所管課及び評価を実施した期間

1 政策所管課

生活安全局情報技術犯罪対策課、警備局警備企画課、情報通信局情報技術解析課

2 政策を評価した期間

「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」を制定した平成23年10月21日から25年12月31日までの間とした。ただし、業務統計を用いて評価する場合は、原則として23年1月1日から25年12月31日までとした。

第2章 各施策の効果の把握の手法及びその結果

第1 サイバー犯罪に係る抑止対策

1 犯罪の発生状況の把握

(1) 施策の目的

サイバー犯罪による被害を潜在化させないため、被害に係る通報を呼び掛けるとともに、相談窓口における的確な相談対応、積極的なサイバーパトロール³の実施、民間事業者等との定期的な情報交換等により、犯罪の発生状況の把握に努めること。

(2) 取組の内容

ア 通報の呼び掛け

潜在化しやすく、また、ますます巧妙化するサイバー犯罪に的確に対処するため、警察庁においては、平成24年7月、サイバー犯罪に関する民間事業者から警察への通報促進等を定めた「サイバー犯罪に対する警察と民間事業者の共同対処に関する指針⁴」を策定した。都道府県警察においては、同指針を踏まえ、民間事業者と共同対処協定を結ぶなどして、サイバー犯罪の潜在化の防止を図っている。

イ 相談対応

サイバー犯罪は潜在性が高く、警察への相談等が行われなかったことでその被害が拡大するケースも多くみられることから、このようなケースを防止するため、平成24年2月には、サイバー犯罪相談窓口の体制整備や不正アクセス事犯の相談受理時の適切な対応などを警察庁から都道府県警察に指示し、サイバー犯罪に係る相談対応の充実強化を実施した。

ウ サイバーパトロール

サイバー犯罪等に関する情報収集能力を強化し、サイバー空間の浄化に資するため、警察では、警察職員又は警察から委嘱を受けた警察職員以外の者が、ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報⁵や捜査の端緒となる情報を把握するサイバーパトロールの強化を図っており、重点を指向した情報把握や装備資機材の整備・活用等の取組を推進している。

エ 民間事業者との情報交換

都道府県警察がプロバイダ連絡協議会⁶等に参加し、プロバイダ等との情報交換

³ インターネット上に流通する違法情報・有害情報を把握するとともに、関係者に対する指導、検挙、連絡、要請等適宜の措置を講ずることにより、違法情報等の流通による害悪の発生の防止を図る活動

⁴ <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/jyohotaisaku/jyohotaisaku20120712.pdf>

⁵ 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の犯罪に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報

⁶ 関係機関、プロバイダ、消費者団体等で構成され、サイバー犯罪の情勢や手口、サイバー犯罪被害防止等に関する情報交換を行っているほか、講習会等の実施、一般向け広報資料の作成等を実施している。

に努めている。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 通報の呼び掛け

都道府県警察と民間事業者との共同対処協定の締結状況を把握することとした。

イ 相談対応

サイバー犯罪等に関する相談状況（相談件数）を把握することとした。

ウ サイバーパトロール

サイバーパトロールの実施体制を把握することとした。

エ 民間事業者との情報交換

警察が参加しているプロバイダ連絡協議会等の数を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 通報の呼び掛け

30 都道府県において、286 の事業者・団体（金融機関等）と共同対処協定を締結した（平成 25 年末現在）。

イ 相談対応

サイバー犯罪等に関する相談件数は、平成 23 年から 25 年の合計が 242,951 件であり、20 年から 22 年までの合計 241,543 件に比べ、1,408 件増加した。

【事案別の相談件数】

	20 年	21 年	22 年	20～22 年 (合計)	23 年	24 年	25 年	23～25 年 (合計)
詐欺・悪質商法	37,794	40,315	31,333	109,442	32,892	29,113	36,237	98,242 (-11,200)
迷惑メール	6,038	6,538	9,836	22,412	11,667	12,946	10,682	35,295 (+12,883)
名誉毀損・誹謗中傷	11,516	11,557	10,212	33,285	10,549	10,807	9,425	30,781 (-2,504)
インターネット・オークション	8,990	7,859	6,905	23,754	5,905	4,848	5,950	16,703 (-7,051)
不正アクセス等・ウイルス	4,522	4,183	3,668	12,373	4,619	4,803	6,220	15,642 (+3,269)
違法情報・有害情報 ⁷	4,039	3,785	3,847	11,671	3,382	3,199	3,132	9,713 (-1,958)
その他	9,095	9,502	10,009	28,606	11,259	12,099	13,217	36,575 (+7,969)
合計	81,994	83,739	75,810	241,543	80,273	77,815	84,863	242,951 (+1,408)

注：括弧内の数字は 20 年から 22 年までの合計値を基準とした増減を示す。

ウ サイバーパトロール

33 都道府県警察において、サイバーパトロール要員を指定（平成 25 年 4 月 1 日

⁷ 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の観点から放置することのできない情報

現在)し、サイバー犯罪等に関する情報収集力を強化している。

【サイバーパトロール要員を指定している都道府県数】

	24年	25年
サイバーパトロール要員を指定している都道府県数	26	33

注：サイバーパトロール要員に関する統計は、24年から集計している。

エ 民間事業者との情報交換

平成 25 年 4 月現在、都道府県警察が 52 のプロバイダ連絡協議会等（計 1,084 の事業者等が加入）に参加し、民間事業者との情報交換に努めている。

以上のとおり、民間事業者からの通報促進等を定めた共同対処協定を 286 の事業者・団体と締結し、サイバー犯罪の潜在化の防止を図ったほか、相談対応の充実、サイバーパトロールの強化、プロバイダ連絡協議会等への参加を通じた情報交換により犯罪の発生状況の把握が推進されたと認められる。

しかしながら、相談件数については、全体として増加しており、また、詐欺・悪質商法、インターネット・オークション及び違法情報・有害情報に係るものは減少傾向にある一方で、迷惑メールや不正アクセス等・ウイルスに関連するものは増加傾向にあることから、これらの事案について迅速かつ的確な相談対応を積極的に推進していく必要がある。

また、共同対処協定を結んでいない企業が依然として多く存在していることに加え、サイバーパトロール要員の指定も全ての都道府県警察において行われているわけではないことから、これらの施策を推進する必要がある。

2 民間の自主的な被害防止活動の促進

(1) 施策の目的

取締り等によって判明したサイバー空間の脅威の実態を踏まえ、一般のインターネット利用者、一般企業、IT関連企業等の対象の違いに応じた広報啓発活動を推進することにより、民間の自主的な被害防止活動を促進すること。

また、サイバー防犯ボランティア等のサイバー空間の安全のために自主的な防犯活動を行う個人及び団体を育成するため、これらの個人及び団体を支援すること。

(2) 取組の内容

ア 広報啓発活動

警察では、情報セキュリティに関する国民の知識やサイバー空間における規範意識の向上を図るため、対象の違いに応じ、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会等の機会を利用した情報セキュリティ・アドバイザー等による講演、警察庁ウェブサイト⁸、広報啓発用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD⁹等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。これらの広報啓発活動を通じて、民間の自主的な被害防止活動を呼び掛けている。

イ サイバー防犯ボランティア活動の支援

警察庁は、サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るため、平成24年度に実施されたサイバー防犯ボランティア育成・支援の在り方に関する調査研究の結果作成された「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」、¹⁰「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」を25年3月に警察庁ホームページにおいて公表するなどして、新たなサイバー防犯ボランティア団体の結成を促進した。

また、警察庁から都道府県警察に対し、各サイバー防犯ボランティアからの支援要望の聞き取りを通じ、支援要望の内容に沿った支援を行うよう指示するなど、サイバー防犯ボランティア団体の活動支援を推進している。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 広報啓発活動

情報セキュリティ月間(毎年2月)に全国の都道府県警察が実施した関連行事(回数及び人数)及びサイバー犯罪対策等に係る広報啓発事例を把握することとした。

イ サイバー防犯ボランティア活動の支援

サイバー防犯ボランティア団体の活動状況(団体数、活動人員数及び支援事例)

⁸ <http://www.npa.go.jp/cyber/>

⁹ サイバー犯罪やインターネット上のトラブルへの対処法をドラマ仕立てでわかりやすく解説した映像教材

を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 広報啓発活動

(ア) 情報セキュリティ月間に実施した関連行事

毎年2月の情報セキュリティ月間においては、全国の行政機関、学校等教育機関、企業、業界団体等幅広い対象に対し広報啓発活動を推進している。

平成24年には4,875回、573,432人、25年には5,059回、619,804人に対して広報啓発活動を実施した。

(イ) サイバー犯罪対策に係る広報啓発

【サイバー犯罪対策等に係る広報啓発事例】

サイバーセキュリティ・カレッジの実施

平成24年中、講話等による広報活動を内容とするサイバーセキュリティ・カレッジを上半期44回(参加人員約10,000名)下半期41回(参加人員12,260名)実施した。その際、業界団体を対象とする場合にはサイバー犯罪の現状、スマートフォンのセキュリティ対策を主題とし、小・中学生や保護者を対象とする場合には携帯電話の安全な使い方を主題とするなど、対象の違いに応じた活動を行った(愛媛)。

イ サイバー防犯ボランティア活動の支援

平成24年4月時点では、全国のサイバー防犯ボランティアの活動状況は、団体数67団体、活動人員数3,440人であったが、25年4月時点では75団体、活動人員数3,858人と増加した。

【サイバー防犯ボランティアに対する支援事例】

サイバー防犯ボランティアに対する講習の実施

平成25年5月、県内の大学に所属するサイバー防犯ボランティアに新たに参加した大学生に対して講習を実施し、子どもの周りにおけるインターネット機器やサイバー空間の子どもの遊び場としての危険性等、ボランティアが小中学校において教育活動を実施するに当たって必要な知識について解説した(神奈川)。

以上のとおり、対象の違いに応じた広報啓発活動を行うとともに、サイバー防犯ボランティア活動の支援を行うことによりサイバー防犯ボランティアの団体数及び活動人員数が増加し、民間の自主的な被害防止活動が促進されたと認められる。

しかしながら、増加を続けるサイバー犯罪を抑止するためには、引き続き広報啓発活動を行うとともに、サイバー空間の安全のために自主的な防犯活動を行う個人及び団体による活動の支援を通じて民間の自主的な被害防止活動を促進する必要がある。

3 関係事業者等への働き掛け

(1) 施策の目的

サイバー犯罪に利用されるおそれのあるサイトの管理者等による自主的な防御措置等の取組を促進するとともに、情報セキュリティ対策を向上させるサービスを提供する事業者等と連携し、サイバー犯罪抑止の取組を推進すること。

また、サイバー犯罪が行われた通信経路の事後追跡を可能とする環境の整備に向け、プロバイダ等の通信事業者及びインターネットカフェを営む事業者等との協力関係を構築すること。

(2) 取組の内容

ア 自主的な防御措置の促進

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「不正アクセス禁止法」という。)第9条及び第10条に基づき、不正アクセス行為に対するサイト管理者等アクセス管理者による防御に資するため、国家公安委員会等は、不正アクセス行為の発生状況の公表等の援助を行っている。

イ 情報セキュリティ事業者との連携

警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で不正プログラム対策協議会を設置し、不正プログラム対策に係る具体的な情報共有を推進するとともに、警視庁においても、ウイルス対策ソフト提供事業者との間で共同対処協定を締結し、警視庁の実務担当者とウイルス対策ソフト提供事業者の技術者との意見交換会等を行っている。

ウ プロバイダ等の通信事業者及びインターネットカフェ事業者等との関係構築

都道府県警察では、プロバイダ連絡協議会等に参加することにより、プロバイダ等通信事業者との関係構築を推進している。

また、都道府県警察において、インターネットカフェ事業者等に対し、利用者の本人確認やコンピュータの使用状況の記録等、匿名性を排除するための取組を推進するよう働き掛けている。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 自主的な防御措置の促進

不正アクセス行為からの防御に資するために行われている活動の実施状況について把握することとした。

イ 情報セキュリティ事業者との連携

不正プログラム対策協議会の活動状況及び警視庁とウイルス対策事業者間の共同対処協定に基づく連携状況を把握することとした。

ウ プロバイダ等の通信事業者及びインターネットカフェ事業者等との関係構築

(ア) プロバイダ等の通信事業者との関係構築(5頁 第2章 第1 1(3)E 民間事業者との情報交換参照)

(1) インターネットカフェ事業者等との関係構築

インターネットカフェ等における、書面による本人確認実施率及びコンピュータの使用状況の保存率並びに本人確認実施率向上等のための取組を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 自主的な防御措置の促進

国家公安委員会では、毎年不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表している。

また、総務省及び経済産業省と連携し、民間事業者等と構成する不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会（官民ボード）において、「不正アクセス防止対策に関する行動計画」（平成 23 年 12 月）を取りまとめ、民間事業者等の自主的な防御措置を促進した。

イ 情報セキュリティ事業者との連携

(ア) 不正プログラム対策協議会

警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等 4 社との間で不正プログラム対策協議会を設置し、不正プログラム対策に関する情報共有を行っている。特に、警察庁からは、市販のウイルス対策ソフトで検知できない新たな不正プログラムに関する情報を提供し、情報セキュリティ対策の向上を図っている。

(1) 警視庁とウイルス対策ソフト提供事業者によるサイバー犯罪に対する共同対処協定

平成 25 年 6 月、ウイルス対策ソフト提供事業者 3 社と警視庁との間で、共同対処協定が締結された。同協定においては、警視庁の実務担当者と事業者の技術者間で意見交換会を実施することのほか、事業者がウイルスに関する情報やデジタルフォレンジック¹⁰に関する情報の提供等を行い、警視庁がサイバー犯罪防止施策に関する有効な情報の提供を行うこととされた。

この協定に基づき、警視庁はウイルス対策ソフト提供事業者からインターネットバンキング¹¹に係る不正送金事犯¹²と関連する C & C サーバ¹³が国内に存在するとの情報提供を受け、同サーバに対するアクセスの履歴を入手した。警視庁は、

¹⁰ 犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

¹¹ インターネットを利用して銀行と取引ができるサービス

¹² インターネットバンキングの利用者のパソコンにウイルスを感染させる、フィッシングサイトを用いるなどの方法により入手した利用者の ID・パスワードを利用し、預金を別の口座に不正送金する事犯。平成 25 年の被害額は約 14 億 600 万円と、過去最高であった 23 年の約 3 億 800 万円の約 4 倍に上った。多くは外国人が関与した組織的犯行であるとみられる。

¹³ Command & Control Server。遠隔操作ウイルスに感染したコンピュータは、定期的に C & C サーバにアクセスし、最新の不正プログラムをダウンロードすることで制御され、コンピュータ内のデータを送信するほか、踏み台として利用される。

他の道府県警察との協力の下、同サーバにアクセスした形跡のあるIPアドレスを管理するプロバイダに対し、情報を提供するとともに、当該IPアドレスと関係する利用者への注意喚起を依頼し、ウイルスによる被害の拡大の防止を図った。

ウ プロバイダ等の通信事業者及びインターネットカフェ事業者等との関係構築

(ア) プロバイダ等の通信事業者との関係構築(6頁 第2章 第1 1(4) 民間事業者との情報交換参照)

(イ) インターネットカフェ事業者等との関係構築

インターネットカフェ等における書面による本人確認実施率については、平成23年から25年までの平均が77.0パーセントであり、20年から22年の平均と比べ13.0ポイント増加した。

また、コンピュータの使用状況の記録保存率についても23年から25年までの平均は50.8パーセントであり、20年から22年までの平均と比べ11.4ポイント増加した。

【インターネットカフェ等における書面による本人確認実施率等】

	20年	21年	22年	20年～22年 (平均)	23年	24年	25年	23年～25年 (平均)
書面による本人確認実施率(%)	58.9	60.0	73.2	64.0	75.5	76.6	78.9	77.0 (+13.0ポイント)
コンピュータの使用状況の記録保存率(%)	調査なし	30.7	48.0	39.4	50.4	51.1	51.0	50.8 (+11.4ポイント)

注1：括弧内の数字は20年から22年までの平均値を基準とした増減を示す。

注2：各年調査時において把握したインターネットカフェ等の店舗数(25年は2,285店)に占める割合を記載している。

【インターネットカフェ等における本人確認の実施率向上等のための取組事例】

インターネットカフェ事業者等の連絡協議会を通じた働き掛け

平成24年2月、県内で営業するインターネットカフェ事業者等で構成される福岡県インターネットカフェ等連絡協議会総会を開催し、利用者の本人確認の徹底、利用者の入退店時刻等の記録、防犯カメラの設置等、匿名性排除のための対策を講ずるよう、働き掛けを行った(福岡)。

インターネットカフェ事業者等の連絡協議会を通じた働き掛け

平成24年5月、ネットワーク利用犯罪の防止等を目的として19年に発足した熊本県インターネットカフェ等防犯連絡協議会において、県内のインターネットカフェ等の事業者13社に対し、検挙事例を紹介した上で、本人確認の徹底及び不審事案把握時の警察への速報を要請した(熊本)。

インターネットカフェ事業者等への働き掛け及びその成果の把握

平成25年6月の調査において、インターネットカフェ事業者等に対し、利

用者の本人確認、入退店時間、利用した端末等の記録化及び保存、防犯カメラの設置等について指導を進めた結果、県内のインターネットカフェ等 32 店舗中、30 店舗で本人確認が行われており、28 店舗で防犯カメラが設置されたことを確認した（茨城）。

インターネットカフェ事業者等の本人確認状況の把握及び指導

平成 25 年 6 月の調査において、府下 134 店舗のインターネットカフェ等に対する実態調査及び防犯指導を実施し、本人確認の状況を確認するとともに、本人確認を行っていない店舗に対しては積極的に実施するように指導した（134 店舗中、15 店舗が本人確認を未実施）（大阪）。

以上のとおり、不正アクセス行為の発生状況の公表等を通じた自主的な防御措置の促進や情報セキュリティ事業者と不正プログラムに係る情報共有の促進を図ったほか、インターネットカフェ事業者へ働き掛けを行い、インターネットカフェにおける書面による本人確認実施率等が向上した。これらの取組により、関係事業者等への働き掛けが推進されたと認められる。

しかしながら、平成 25 年に急増したインターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪を抑止するためには、引き続き、不正プログラム対策協議会の活用をはじめとした民間の自主的な防御措置の促進を図っていく必要がある。また、インターネットカフェ事業者等による本人確認実施状況についても、徐々に改善しているとはいえ、より多くの事業者において本人確認の実施が行われることが望ましい。したがって、引き続き、関係事業者等への働き掛けを行っていくことが必要である。

4 児童の犯罪被害防止対策の推進

(1) 施策の目的

児童の犯罪被害を防止するため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト¹⁴規制法」という。）の適切な運用を図るとともに、コミュニティサイト¹⁵事業者等による自主的な被害防止活動と呼び掛けること。

また、児童ポルノの流通・閲覧防止措置等により青少年有害情報の排除対策を推進するとともに、児童、保護者、携帯電話事業者等に対し、フィルタリング¹⁶の導入等による携帯電話及びインターネットの適切な利用について周知徹底を図ること。

(2) 取組の内容

ア 出会い系サイト規制法の適切な運用

出会い系サイトを利用して児童買春を始めとする福祉犯罪等の被害に遭った児童の数が、平成14年中に年間1,273人に上ったことを背景に、15年9月に出会い系サイト規制法が施行された。

しかし、出会い系サイト規制法の制定後も、被害児童数は年間1,000人を超える高水準で推移したことから、事業者に対する届出制の導入や児童による出会い系サイトの利用を防止するための規定等が盛り込まれた改正出会い系サイト規制法が、20年12月に施行された。改正後、都道府県警察では、同法に基づいて禁止誘引行為の違反者や無届事業者の取締りを推進している。

イ コミュニティサイト事業者等による自主的な被害防止活動の呼び掛け

平成20年以降、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数が急激に増加していたことから、23年2月、関係府省庁において「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」¹⁷が取りまとめられたことを受け、以後、警察庁では、関係省庁、関係団体等と連携しながら、コミュニティサイト事業者に対して、事業の規模、態様及び児童被害等防止に向けた取組状況に応じて、ミニメール¹⁸内容確認等の強化及び実効性あるゾーニング¹⁹の早期導入に

¹⁴ 面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧できる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等

¹⁵ SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称

¹⁶ インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、児童に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

¹⁷ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo/kettei/20110214kinkyutaisaku.pdf>

¹⁸ コミュニティサイト内において、会員同士でメッセージの送受信ができる機能

¹⁹ 利用者の年齢等属性に応じて利用可能なサービスを区別して設定すること

向けた働き掛けを継続的に実施するとともに、フィルタリングの普及徹底、児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発等を推進している。

また、同年2月7日に増加傾向にあったコミュニティサイトの利用に起因する児童の性的被害を減らすための対策の一つとして、警察庁と一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」という。）との間で締結した覚書に基づき、警察庁がEMAに対してコミュニティサイトの利用に起因する児童被害に係る情報を提供している。

ウ 児童ポルノの流通・閲覧防止等の対策

警察庁が運用するインターネット・ホットラインセンター²⁰（以下「IHC」という。）において、児童ポルノ等の違法情報・有害情報について一般のインターネット利用者から通報を受け、違法情報・有害情報を掲載するサイト管理者に削除依頼を行うとともに、警察庁において、関係府省・団体と連携し、ブロッキングの実効性を高める取組²¹を推進している。

また、都道府県警察において、違法情報・有害情報を掲載するサイト管理者に再発防止のための指導等を行っている。

さらに、警察庁において、シンポジウム等の機会を活用して、児童ポルノの悲惨な実態等について広報しているほか、都道府県警察において、被害児童のプライバシーに配慮しつつ児童ポルノ事件の被疑者の検挙について広報し、児童ポルノを許さない社会気運の醸成を図っている。

エ フィルタリングの導入等の周知徹底

警察では、学校、地域、家庭等に対し、保護者説明会、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、違法情報・有害情報に関する情報提供や出会い系サイト、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリ等の利用に起因する児童の犯罪被害等の状況に係る情報を提供するなどして、インターネットの危険性を説明するとともに、フィルタリングの導入等インターネットの適切な利用に関する広報啓発活動を推進している。

また、携帯電話販売業者に対しては、契約時における保護者へのフィルタリングの説明・推奨について要請している。

(3) 取組の効果を把握する方法

²⁰ 警察庁が民間団体に委託して運用しているホットライン業務（インターネット利用者からインターネット上の違法情報・有害情報事案に関する通報を受理し、一定の基準により、それらの情報に関する違法情報・有害情報の該当性判断を行い、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うこと。）を行う団体

²¹ プロバイダが自主的にブロッキング（違法情報が掲載されたサイトのアドレスに、各プロバイダの加入者がアクセスできないようにする措置）を実施しているところ、警察では、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対し、把握した違法情報掲載アドレスの情報提供や助言を行うほか、プロバイダとの会合やシンポジウム等の機会を活用してブロッキングの有用性等について理解を求めている。

ア 出会い系サイト規制法の適切な運用

出会い系サイトの利用に起因する事犯の検挙件数、出会い系サイト規制法に基づく行政処分件数及び出会い系サイトの利用に起因する被害児童数を把握することとした。

イ コミュニティサイトの自主的な被害防止活動に向けた取組の支援

コミュニティサイトの利用に起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数及びコミュニティサイトの利用に起因する被害児童数を把握することとした。

ウ 児童ポルノの流通・閲覧防止等の対策

IHCにおいて受理した違法情報の件数及びそのうち児童ポルノに係る情報の件数並びにブロッキングの実施状況を把握することとした。

エ フィルタリングの導入等の周知徹底

児童のフィルタリングの利用率及び児童が使用する携帯電話を購入するときに保護者が携帯電話販売業者からフィルタリングに関する説明を受けた割合²²を把握することとした。

また、情報セキュリティ月間（毎年2月）において全国の都道府県警察が実施した関連行事（回数、人数）を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 出会い系サイト規制法の適切な運用

出会い系サイトの利用に起因する事犯の検挙件数は、平成23年から25年までの合計が2,578件であり、20年から22年までの合計と比べ減少しているが、このうち、出会い系サイト規制法違反の検挙件数は、23年から25年までの合計が1,166件であり、20年から22年までの合計と比べ、34件増加した。

また、出会い系サイト規制法に基づく行政処分件数は、23年から25年までに合計が1件であり、20年から22年までの合計と比べて減少した。

さらに、出会い系サイトの利用に起因する被害児童数は、23年から25年までの合計が659件であり、20年から22年までの合計と比べて減少した。

²² 10歳から17歳の児童及びその保護者を対象とした、「平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

【出会い系サイトの利用に起因する事犯の検挙件数】

	20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)	
児童福祉法違反	72	81	53	206	60	61	49	170 (-36)	
青少年保護育成条例違反	302	149	53	504	63	50	54	167 (-337)	
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	児童買春	531	358	254	1,143	230	213	123	566 (-577)
	児童ポルノ	70	40	28	138	51	38	33	122 (-16)
	小計	601	398	282	1,281	281	251	156	688 (-593)
出会い系サイト規制法違反	367	353	412	1,132	464	363	339	1,166 (+34)	
重要犯罪	54	37	15	106	6	7	7	20 (-86)	
粗暴犯	37	27	8	72	11	11	5	27 (-45)	
その他	159	158	202	519	119	105	116	340 (-179)	
合計	1,592	1,203	1,025	3,820	1,004	848	726	2,578 (-1,242)	

注1：「出会い系サイト規制法違反」の数字は、同法第6条、第7条及び第9条違反に係る検挙件数の合計値である。

注2：「重要犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。以下同じ。

注3：「粗暴犯」とは、暴行、傷害、脅迫及び恐喝をいう。

注4：括弧内の数字は20年から22年までの合計値を基準とした増減を示す。

【出会い系サイト規制法に基づく行政処分件数】

	20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)
指示	0	1	4	5	0	0	0	0(-5)
事業の停止	0	0	0	0	1	0	0	1(+1)
合計	0	1	4	5	1	0	0	1(-4)

注1：「指示」とは、同法第13条に基づく指示処分である。

注2：「事業の停止」とは、同法第14条第1項に基づく事業の停止命令処分である。

注3：括弧内の数字は20年から22年までの平均値を基準とした増減を示す。

【出会い系サイトの利用に起因する被害児童数等】

	20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)
被害者数	852	548	397	1,797	351	264	228	843(-954)
うち女性	790 (92.7)	502 (91.6)	289 (72.8)	1,581 (88.0)	337 (96.0)	249 (94.3)	179 (78.5)	765(-816) (90.7(+2.8))
児童	724 (85.0)	453 (82.7)	254 (64.0)	1,431 (79.6)	282 (80.3)	218 (82.6)	159 (69.7)	659(-772) (78.2(-1.5))
うち女性	720	447	253	1,420	282	218	159	659(-761)

注1：「児童」とは18歳未満の者をいう。

注2：各セルの下段の数値は被害者数全体に対する割合（％）である。

注3：「23～25年（合計）」欄の括弧内の数字は20年から22年までの合計値を基準とした増減を示す。

イ コミュニティサイトの自主的な被害防止活動に向けた取組の支援

コミュニティサイトの利用に起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は、平成23年から25年までの合計が4,536件であり、20年から22年までの合計と比べ654件増加した。

また、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数は、被害防止に向けた取組支援等により、23年及び24年には減少したものの、25年には無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する児童の犯罪被害が増加している。

【コミュニティサイトの利用に起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数】

	20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)
児童福祉法違反	22	59	41	122	53	35	26	114(-8)
青少年保護育成条例違反	648	803	879	2,330	757	706	903	2,366(-36)
児童買春・児童ポルノ禁止法	120	297	282	699	268	235	351	854(+155)
違反	179	166	292	637	321	308	484	1,113(+476)
小計	299	463	574	1,336	589	543	835	1,967(+631)
重要犯罪	25	22	47	94	22	27	40	89(-5)
合計	994	1,347	1,541	3,882	1,421	1,311	1,804	4,536(+654)

注：括弧内の数字は20年から22年までの合計値を基準とした増減を示す。

【コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数】

		20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)
児童福祉法違反		20	53	33	106	38	32	22	92 (-14)
青少年保護育成条例違反		545	727	772	2,044	637	596	678	1,911 (-133)
児童買春・児童 ポルノ禁止法 違反	児童買春	102	234	214	550	176	182	226	584 (+34)
	児童ポルノ	102	101	180	383	217	242	341	800 (+417)
	小計	204	335	394	933	393	424	567	1,384 (+451)
重要犯罪		23	21	40	84	17	24	26	67 (-17)
合計		792	1,136	1,239	3,167	1,085	1,076	1,293	3,454 (+287)

注：括弧内の数字は20年から22年までの合計値を基準とした増減を示す。

ウ 児童ポルノの流通・閲覧防止等の対策

IHCにおいて通報を受理した情報のうち、違法情報の件数は、平成23年から24年までの合計が75,506件であり、21年から22年までの合計と比べ12,739件増加している。このうち、児童ポルノの公然陳列に係る情報の件数は、23年から24年までの合計が6,629件であり、21年から22年までの合計と比べ3,045件減少した。

【IHCにおいて受理した違法情報の件数】

	21年	22年	21,22年 (合計)	23年	24年	23,24年 (合計)
総数	27,751	35,016	62,767	36,573	38,933	75,506 (+12,739)
児童ポルノ公然陳列	4,486	5,188	9,674	3,694	2,935	6,629 (-3,045)

注1：括弧内の数字は21年から22年までの合計値を基準とした増減を示す。

注2：25年上半期の総数は14,014件で、そのうち児童ポルノは1,382件。

また、23年4月から開始されたプロッキングを実施する事業者は、実施当初は9社であったのに対し、25年5月には47社となり、インターネット利用者の約8割をカバーしている。

エ フィルタリングの導入等の周知徹底

(ア) フィルタリングの普及状況

児童のフィルタリングの利用率は、平成23年度と24年度の平均が61.6%であり、21年度と22年度の平均と比べ7.7ポイント増加した。また、児童が使用する携帯電話を購入するときに保護者が携帯電話販売業者からフィルタリングに関する説明を受けた割合は、23年度と24年度の平均が76.5%であり、21年

度と 22 年度の平均と比べ 13.1 ポイント増加した。

なお、近年急激に普及しているスマートフォンについてみると、従来型の携帯電話と比較して、保護者にとってフィルタリング設定の方法が複雑になっていることなどから、24 年度の児童のフィルタリングの利用率は 49.5%に留まっている。

【フィルタリングの利用率及び携帯電話販売業者から説明を受けた割合】

	21 年度	22 年度	21,22 年度 (平均)	23 年度	24 年度	23,24 年度 (平均)
利用率(%)	48.2	59.6	53.9	59.7	63.5	61.6(+7.7 ポイント)
説明を受けた割合(%)	57.1	69.6	63.4	72.9	80.0	76.5(+13.1 ポイント)

注 1：括弧内の数字は 21 年度から 22 年度までの平均値を基準とした増減を示す。

注 2：フィルタリングの利用率等は、内閣府において 21 年度から把握している。

(イ) 広報啓発活動(8 頁 第 2 章 第 1 2(4)ア 広報啓発活動参照)

以上のとおり、出会い系サイトの利用に起因する被害児童数及び I H C において受理した児童ポルノの公然陳列に係る情報の件数が減少し、また、ブロッキング実施事業者数が開始時の 9 社(23 年 4 月)から 47 社(25 年 5 月)に増加しており、児童の犯罪被害防止対策が推進されたと認められる。

しかしながら、出会い系サイトの利用に起因する被害児童数が減少したのに対し、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数は増加する結果となった。したがって、各コミュニティサイト事業者によるゾーニングの自主的導入等の取組をより一層支援していく必要がある。

また、依然として児童ポルノがインターネット上に流通している現状が見られることから、ファイル共有ソフトによる児童ポルノの流通の防止等更なる対策を推進することが重要である。

さらに、スマートフォンについては、児童によるフィルタリングの利用率が従来型の携帯電話と比較して低くなっていることから、引き続き、携帯電話事業者等と連携して、フィルタリングの普及の徹底を図っていく必要がある。

第2 サイバー犯罪に係る捜査活動

1 態勢の確保

(1) 施策の目的

サイバー犯罪の捜査活動は複数の都道府県に及ぶことが多く、また、国境を越えて行われるサイバー犯罪にも適切に対処する必要があることから、関係各部門及び各都道府県警察等が常に緊密な連携をとることができる態勢を確保すること。

(2) 取組の内容

サイバー犯罪については、各部門及び各都道府県警察等がそれぞれ捜査を実施するのではなく、情報通信部門を含めた各部門間及び各都道府県警察等間で緊密に連携する必要があることから、連携推進のための意識を向上させるとともに、必要な体制を構築し、態勢を確保している。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア サイバー犯罪対策委員会の設置

サイバー犯罪対策委員会の設置状況を把握することとした。

イ サイバー犯罪捜査共助官の設置

サイバー犯罪捜査共助官の設置状況について把握することとした。

ウ サイバー犯罪特別対処班の設置

サイバー犯罪特別対処班において受理した捜査共助の依頼に対応した件数及びインターネットバンキングに係る不正送金事犯の初期捜査の件数について把握することとした。

エ 都道府県警察本部事件主管課と警察署等との連携強化

インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件を踏まえた都道府県警察本部事件主管課と警察署等との連携強化の状況を把握することとした。

オ サイバー犯罪捜査検定の導入

サイバー犯罪捜査検定の導入状況を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア サイバー犯罪対策委員会の設置

サイバー犯罪対策委員会は、都道府県警察におけるサイバー犯罪対策に係る基本方針の策定その他の重要な意思決定を行うための組織であり、警察本部長又は副総監を委員長、生活安全部長を副委員長、各部長を委員とするものである。

平成23年6月に警察庁から全都道府県警察に設置を指示していたが、24年3月に全都道府県警察において設置が完了した。都道府県警察においては、随時同委員会を開催している。

イ サイバー犯罪捜査共助官の設置

警察庁では、サイバー犯罪の捜査に係る連絡共助責任者であるサイバー犯罪捜査共助官を管区警察局及び都道府県警察に設置することで、管轄区域におけるサ

イバー犯罪の捜査の状況等を的確に把握させるとともに、警察庁、管区警察局及び都道府県警察間の連絡共助を円滑化することで、サイバー犯罪の合同・共同捜査等、全国警察が一体となった効率的な捜査を推進している。

ウ サイバー犯罪特別対処班の設置

警察では、被害が拡大しやすいインターネットバンキングに係る不正送金事犯に対して速やかに対処し、併せて道府県警察の負担の軽減と捜査活動の更なる効率化を図るため、平成 25 年 7 月、プロバイダ等の本社の多くを管轄区域内に持つ警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置し、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の初期捜査及び一定のサイバー犯罪に係る道府県警察からの捜査共助の依頼に対する対応を実施している。

サイバー犯罪特別対処班は、設置以来、25 年末現在で 142 件の捜査共助依頼に対応した。また、1,120 件のインターネットバンキングに係る不正送金事犯について対応した。

エ 都道府県警察本部事件主管課と警察署等との連携強化

警察庁は、インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件（57 頁 第 8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応参照）を踏まえ、警察署等で IP アドレスを主な根拠として被疑者を特定し逮捕状を請求する事案については、逮捕状の請求前に都道府県警察本部事件主管課が報告を受け、被疑者特定の適否について検討するよう、都道府県警察に対し指示した。

オ サイバー犯罪捜査検定の導入

警察では、サイバー犯罪捜査に必要となる基礎的能力の習得と普及を図り、増加を続けるサイバー犯罪への捜査体制の構築と、適任者の登用、人材育成に向けた戦略的な人事配置等に資することを目的としたサイバー犯罪捜査検定を導入し、都道府県警察において、その実情に応じて初級・中級検定を実施している。

初級検定については、平成 25 年 12 月末までに、46 道府県警察²³が導入しており、延べ 35,441 人が同検定を受検し、27,316 人が合格している。また、中級検定についても、35 道府県警察が導入しており、延べ 2,412 人が受検し、845 人が合格している。

警察庁では、都道府県警察に対し、本検定の対象者について、サイバー犯罪対策部門の警察官のみならず、刑事、警備、交通、地域部門等において勤務する警察官も含めるよう指示している。

以上のとおり、サイバー犯罪に都道府県警察が連携して対処するため、全都道府県警察にサイバー犯罪捜査共助官を、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置した。また、関係部門の連携を図るため、全都道府県警察にサイバー犯罪対策委員会を設置す

²³ 警視庁では独自の制度を運用している。

るとともに、警察本部と警察署等の連携を強化した。さらに、サイバー犯罪捜査検定の対象者にサイバー犯罪対策部門以外の他部門の警察官も含めるように指示した。これらの取組により、態勢の確保が推進されたと認められる。

しかしながら、サイバー空間における脅威はあらゆる部門において深刻な問題となっており、また、サイバー犯罪の特性の一つとして、地理的制約を受けず容易に県境・国境を越えて実行可能である点があることから、引き続き各部門、各都道府県警察等の間の連携が確保できる態勢の整備に努めていく必要がある。

2 新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙

(1) 施策の目的

不正アクセス行為、コンピュータ・ウイルスの供用、ファイル共有ソフトの悪用等新たな手口を用いた犯罪について、先制的検挙又は一斉検挙により、被害拡大防止を図ること。

(2) 取組の内容

サイバー空間では犯罪を行うための新たな手口が次々と出現している。このようなサイバー空間の脅威に対抗するために、平成 23 年には刑法が改正され、不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）が創設された。また、24 年には不正アクセス禁止法が改正され、フィッシング行為²⁴の禁止、他人の識別符号を提供する行為についての規制の強化、他人の識別符号を不正に取得・保管する行為の禁止、不正アクセス行為をした者に係る罰則の法定刑の引き上げ等の不正アクセス行為につながる一連の行為に対する規制の強化等が図られた。これらの改正によって新たに処罰の対象となった行為については、可及的速やかに検挙を図ることにより、被害の続発を防止している。

また、ファイル共有ソフト等²⁵を利用する者の間では、依然として音楽や映画等の著作権法違反の違法ファイルが氾濫しており、実際、民間団体によるファイル共有ソフトの利用実態調査²⁶によれば、ファイル共有ソフト「ウィニー（Winny）」利用者の間で流通している著作物のうち、9割以上が無許諾である。

ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件等については、これまでも都道府県警察が独自に取締りを行ってきたところであるが、単発的な検挙では取締り効果が限定的であるため、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課の調整のもと、一斉集中取締りの期間を設定して取り組んでいる。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙

コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙状況（検挙件数及び検挙事例）を把握することとした。

イ 改正不正アクセス禁止法による検挙

不正アクセス禁止法の改正により可罰化された罪又は禁止・処罰範囲が拡大された罪に係る検挙状況（検挙件数及び検挙事例）を把握することとした。

ウ ファイル共有ソフト等を使用した事犯に係る一斉取締り

一斉取締りの実施状況（参加都道府県、捜索箇所及び検挙人員）を把握するこ

²⁴ アクセス管理者になりすまし、当該アクセス制御機能に係る識別符号の入力を求める行為をいう。いわゆるフィッシングサイトを公衆が閲覧できる状態に置く行為等

²⁵ ファイル共有ソフト及び動画投稿サイト

²⁶ <http://www2.accsjp.or.jp/activities/201224/news39.php>

ととした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙

コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙件数については、平成 23 年には 3 件、24 年には 41 件と増加したが、25 年には 27 件に留まった。

【コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙件数】

	23 年	24 年	25 年
不正指令電磁的記録作成・提供	0	4	8
不正指令電磁的記録供用	1	34	14
不正指令電磁的記録取得・保管	2	3	5
合計	3	41	27

注：23 年は、23 年 7 月から集計している。

【コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙事例】

スマートフォンアプリを利用したウイルス供用・詐欺事件

無職の男（45）らは、アダルトサイト利用料金名下に現金を交付させるとともに、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を収集することを目的として、アダルトサイトを開設し、同サイト内に動画再生アプリを装ったコンピュータ・ウイルスを蔵置し、動画再生アプリと誤信したスマートフォン利用者にコンピュータ・ウイルスをダウンロードさせ、個人情報を収集するとともに、アダルトサイト利用料金請求画面を表示させ、利用料金名下に現金をだまし取った。平成 24 年 6 月、この男ら 6 人を検挙した（警視庁）。

イ 改正不正アクセス禁止法による検挙

不正アクセス禁止法の改正により可罰化された罪（他人の識別符号を不正に取得する行為（第 4 条）、他人の識別符号を不正に保管する行為（第 6 条）及び識別符号の入力を不正に要求する行為（第 7 条））又は禁止・処罰範囲が拡大された罪（不正アクセス行為を助長する行為（第 5 条））に係る検挙件数は、平成 25 年には 12 件であり、24 年に比べ 2 件増加した。

【不正アクセス禁止法の改正により可罰化された罪又は禁止・処罰範囲が拡大された罪に係る検挙件数】

	24年	25年
不正取得（第4条）	2	2
助長（第5条）	4	7
不正保管（第6条）	2	2
フィッシング（第7条）	2	1
合計	10	12

注：24年については、24年5月から集計している。

【不正アクセス禁止法の改正により可罰化された罪に係る検挙事例】

中国人留学生による不正アクセス禁止法違反（他人の識別符号の不正な保管等）

中国人留学生による不正アクセス禁止法違反（他人の識別符号の不正な保管等）

中国人留学生の男(25)は、不正アクセスを行う目的で、自己の管理するパソコンに、中国語のチャットサービスを通じて不正に取得した他人の識別符号を保管していた。この中国人を、平成25年12月に検挙した（岐阜・兵庫）。

ウ ファイル共有ソフト等を使用した事犯に係る一斉取締り

ファイル共有ソフト等を使用した事犯の一斉取締りについては、平成20年から22年までの間には21年11月に実施したのみであるのに対し、23年から25年までの間には、4回の実施を行っている。特に、著作権法違反事件については、全ての都道府県が参加した一斉取締りが行われている。

【ファイル共有ソフト等を使用した事犯の一斉取締りの検挙状況等】

	取締り期間	事案内容	参加都道府県数	捜索箇所	検挙人数
21年	11月30日	著作権法違反	10	26	11
23年	1月11～14日	著作権法違反	23	50	18
	11月28～30日	著作権法違反	47	76	30
24年	11月7～8日	わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	5	19	8
25年	2月19～21日	著作権法違反	47	124	27

以上のとおり、いわゆるコンピュータ・ウイルスやフィッシング行為等の新たな手口を用いた犯罪に対する先制的検挙を行い、これらの罪に起因する被害の拡大防止を図った。また、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件等の一斉取締りの実施回数等が増加した。これらの取組により、新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙が推進されていると認められる。

しかしながら、サイバー空間においては、次々と新たな手口が出現しており、引き続きこうした犯罪に対する先制的検挙及び一斉取締りを推進する必要がある。

3 違法情報の取締り、有害情報の実態解明等

(1) 施策の目的

全国協働捜査方式の活用等により、効果的な違法情報の取締りを推進するとともに、違法情報の公衆送信をほう助するサイト管理者等の取締りを行うこと。

また、殺人の請負等の犯罪を誘引するサイトを始めとする各種有害情報の実態解明及びこれに起因する犯罪の取締りを進め、インターネット上における犯罪インフラ²⁷対策を推進すること。

(2) 取組の内容

全国協働捜査方式は、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効果的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式であり、違法情報については平成23年7月から、有害情報については24年4月から、それぞれ本格実施している。

また、警察では、インターネット上における犯罪インフラ対策として、民間事業者によるサイバーパトロール²⁸における犯罪インフラ関連情報のIHCへの通報態勢を強化した。

【IHCにおける取組】

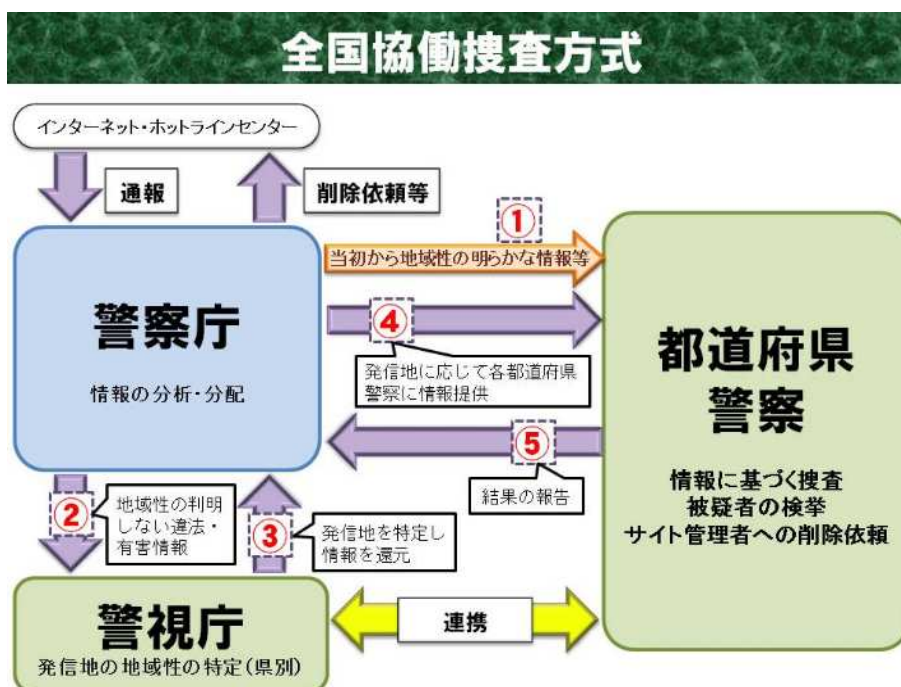


注：INHOPE (International Association of Internet Hotlines) とは、平成11年に設立され25年9月現在、44団体(38の国・地域)から成るホットライン相互間の連絡組織。

²⁷ 犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、インターネット上の犯罪インフラとしては、犯罪を企図する者が犯罪に使用する道具を入手したり、共犯者を募ったりする犯罪に関わるインターネットサイト等が挙げられる。

²⁸ 都道府県警察において行っているサイバーパトロールのほか、警察庁では、平成20年からサイバーパトロールの民間委託を開始している。委託された民間事業者は、違法情報・有害情報を発見した際には、IHCへの通報等を行う。

【全国協働捜査方式の概要】



(3) 取組の効果を把握する方法

ア 違法情報・有害情報対策

全国協働捜査方式等による検挙状況（検挙件数及び検挙事例）を把握することとした。

イ インターネット上の犯罪インフラ対策

有害情報の実態解明及びこれに起因する犯罪の取締り事例並びに民間事業者によるサイバーパトロールにおける犯罪インフラ関連情報のIHCへの通報の強化状況を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 違法情報・有害情報対策

(ア) 全国協働捜査方式による検挙件数（違法情報）

全国協働捜査方式導入後である平成23年から24年までの違法情報の検挙件数は4,902件で導入前の21年から22年までの合計に比べ、4,377件増加した。

【IHCからの通報を端緒とした違法情報・検挙件数】

	21年	22年	21～22年 (合計)	23年	24年	23～24年 (合計)
検挙件数	110	405	525	1,599	3,303	4,902 (+4,377)

注：括弧内の数字は21年から22年までの合計値を基準とした増減を示す。

(1) 全国協働捜査方式等による検挙事例（違法情報）

電子掲示板におけるわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件

自営業の男（47）らは、平成20年2月頃、インターネット上の電子掲示板にわいせつ画像を掲載して、不特定多数のインターネット利用者が閲覧できる状況を設定した。24年6月までにこの男らを検挙した。

また、別会社の男（49）は、22年3月から23年6月まで、自らが管理する同電子掲示板に掲載された上記わいせつ画像を削除することなく放置した。平成24年6月までにこの男を検挙した（兵庫・愛知）。

電子掲示板における犯罪収益移転防止法違反、詐欺事件

無職の男（23）は、平成23年8月頃、インターネット上の電子掲示板に、「座買ってくれる人いませんか」等と預貯金通帳の譲受け等を誘引する文章を掲載し、不特定多数のインターネット利用者が閲覧できる状況を設定した。同年11月、この男を検挙した。

また、同事件を端緒に、詐欺グループの拠点を発見し、同所において外国通貨の投資話を電話で持ちかけ、高齢者から現金をだまし取っていた無職の男（38）ら5人を詐欺で検挙した（警視庁）。

電子掲示板における麻薬特例法²⁹違反事件

多数のスレッドの集合体である電子掲示板の管理者である男（36）は、その中の「薬・違法」と題するスレッドに多数書き込まれた薬物売買等の違法情報をIHCの削除依頼後も多く放置し同書き込みを容易にしていた。平成23年5月、同掲示板に覚醒剤販売の書き込みをした者を麻薬特例法違反で検挙、24年12月、同掲示板管理者を同法違反のほう助で検挙するとともに、同掲示板の広告収入に係る所得に関して課税通報をした（警視庁）。

(7) 全国協働捜査方式による検挙事例（有害情報）

強姦の請負に関する書き込みを掲載したサイトに係る出会い系サイト規制法違反事件

強姦の請負に関する有害情報を端緒として、当該書き込みが掲載されたサイトが無届の出会い系サイトであったことを捉え、平成24年5月、同サイトの管理者である会社員の男（44）を検挙した（大阪）。

イ インターネット上の犯罪インフラ対策

(7) 有害情報の実態解明及びこれに起因する犯罪の取締り事例

運転免許証等の偽造の請負を行うサイトの開設者による偽造有印公文書行使幫助等事件

²⁹ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

自称自営業の男(40)は、身分証明書等の偽造の請負を行うサイトを開設し、注文に基づき自動車運転免許証を偽造し、注文者が偽造の運転免許証を行使することをほう助した。平成24年10月、この男を検挙した。

(1) 民間事業者によるサイバーパトロールにおける犯罪インフラ関連情報のIHCへの通報の強化状況

平成24年12月から、民間事業者においてサイバーパトロールを実施する際にIHCに通報することとされた情報に、新たに薬物関連情報及び振り込め詐欺等関連情報が加えられた。

以上のとおり、全国協働捜査方式の活用により、違法情報の検挙件数が大幅に増加した。また、有害情報の実態解明が進められたほか、民間事業者のサイバーパトロールの通報対象に犯罪インフラ関連情報である薬物関連情報、振り込め詐欺等関連情報が加えられるなど、インターネット上の犯罪インフラ対策が推進された。これらの取組により、違法情報の取締り、有害情報の実態解明等が推進されていると認められる。しかしながら、違法情報・有害情報に関する相談が、減少しつつも依然として多数寄せられている状況(5頁 第2章 第1 1(4)イ 相談対応参照)やIHCへの通報件数が年間約20万件にのぼる状況を踏まえ、引き続き、違法情報・有害情報への取締り等を推進する必要がある。

4 児童を対象とする性犯罪等の取締り

(1) 施策の目的

インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯等を始め、児童を対象とする性犯罪等の取締りを推進すること。

(2) 取組の内容

「児童ポルノ排除総合対策」(平成 22 年 7 月犯罪対策閣僚会議決定)、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成 25 年 5 月犯罪対策閣僚会議決定)等に基づき、警察では、インターネットを利用した悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙等に取り組んでおり、平成 24 年には、警察庁から、出会い系サイトを利用し、組織的に児童買春の周旋を行うなど悪質性の高い福祉犯への取締り等を重点的に行うよう都道府県警察に指示するなどし、これらの事犯に対する取締り態勢を強化した。

(3) 取組の効果を把握する方法

ネットワーク利用犯罪における児童ポルノ事犯や児童買春事犯を始めとした児童を対象とする性犯罪等の検挙件数及び検挙事例を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ネットワーク利用犯罪における児童を対象とする性犯罪等の検挙件数のうち児童ポルノ事犯の検挙件数は、平成 23 年から 25 年までの合計が 3,092 件であり、20 年から 22 年までの合計と比べ 1,548 件増加している。また、児童買春事犯の検挙件数は、23 年から 25 年までの合計が 1,371 件であり、20 年から 22 年までの合計と比べ 38 件、青少年保護育成条例違反の検挙件数は、23 年から 25 年までの合計が 1,644 件であり、20 年から 22 年までの合計と比べ 400 件と、いずれも増加している。

【ネットワーク利用犯罪における児童を対象とする性犯罪等の検挙件数】

		20 年	21 年	22 年	20～22 年 (合計)	23 年	24 年	25 年	23～25 年 (合計)
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	児童ポルノ	254	507	783	1,544	883	1,085	1,124	3,092 (+1,548)
	児童買春	507	416	410	1,333	444	435	492	1,371 (+38)
青少年保護育成条例違反		437	326	481	1,244	434	520	690	1,644 (+400)

注 1：括弧内の数字は 20 年から 22 年までの合計値を基準とした増減を示す。

注 2：ネットワーク利用犯罪における児童を対象とする性犯罪等として、児童ポルノ事犯、児童買春事犯及び青少年保護育成条例違反の検挙件数を把握している。

【ネットワーク利用犯罪における児童を対象とする性犯罪等の検挙事例】

児童ポルノ事件に関連する強姦等事件

無職の男(42)は、平成 24 年 7 月頃、インターネット掲示板サイトを通じて知り合った女子中学生が 13 歳未満であることを知りながら、ホテルにおいて姦

淫した上、その状況を撮影した。

同年 9 月にこの男を、強姦罪で検挙した後、証拠品の精査から、広域にわたって多数の児童が同様の被害に遭っていることが判明し、25 年 3 月までに、男を 7 都道府県の計 10 人の児童（11～16）への強姦罪、強制わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）等で検挙した（大阪）。

暴力団員等による児童福祉法違反等事件

暴力団幹部の男（50）らは、無職少女（16）ら 45 人を雇い入れ、「援助交際」（売春等）を装いインターネット上で児童との性交等の周旋を行い、組織的に売春をさせていた。

平成 24 年 6 月までに、この男ら 20 人及び児童買春の客ら 8 人を児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等で検挙した（大阪）。

以上のとおり、インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数が増加し、児童を対象とする性犯罪等の取締りが推進されたと認められる。

しかしながら、インターネットを利用した児童ポルノ事犯及び児童買春事犯は依然として発生しているほか、児童の性を売り物とする新たな形態の営業が出現するなど、児童を取り巻く環境は深刻な状況にあることから、児童ポルノ事犯、児童買春事犯、その他悪質性の高い事犯等の取締りの徹底に努める必要がある。

5 犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締り

(1) 施策の目的

サイバー犯罪の背後にある重大悪質な事件、特に暴力団その他の犯罪組織が行う犯罪の取締りを推進すること。

また、外国の犯罪組織が国境を越えて行うサイバー犯罪に対する外国の捜査機関等と連携した取締りを行うこと。

(2) 取組の内容

ア 犯罪組織が行うサイバー犯罪の取締り

暴力団等の犯罪組織によるサイバー犯罪に対しては、警察において、積極的な検挙を推進している。

イ 外国の捜査機関等と連携した取締り

都道府県警察では、証拠の収集等のため外国の捜査機関等からの協力を得る必要がある事案については、外国の捜査機関等に対して積極的に捜査共助を要請し、国際捜査を推進している。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 犯罪組織が行うサイバー犯罪の取締り

犯罪組織等が行ったサイバー犯罪の検挙事例を把握することとした。

イ 外国の捜査機関等と連携した取締り

サイバー犯罪に係る国際捜査共助・協力要請件数及び外国の捜査機関等と連携した検挙事例を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 犯罪組織が行うサイバー犯罪の取締り

インターネット上に開設したアダルトサイトに係る詐欺事件

暴力団幹部の男(38)らは、インターネット上に開設したアダルトサイトにアクセスした者から、利用料金名目で現金を騙し取ろうと企て、平成23年7月頃から同年8月頃にかけて、これにアクセスした者らのコンピュータの画面上に入会手続きが完了して料金支払義務が生じた旨の虚偽の表示を行い、アクセスした者らをして、料金支払義務があるように誤信させ、現金を指定口座に振込送金させた。同年11月までに、この男らを詐欺罪で検挙した(千葉)。

イ 外国の捜査機関等と連携した取締り

(ア) サイバー犯罪に係る国際捜査共助・協力要請件数

サイバー犯罪に係る国際捜査共助・協力要請件数は、平成23年から25年までの合計が364件であり、20年から22年までの合計と比べて307件増加した。

【サイバー犯罪に係る国際捜査共助・協力要請件数】

	20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)
要請件数	21	15	21	57	59	135	170	364(+307)

注1：都道府県警察の情報技術犯罪対策部門が実施した国際捜査共助・協力要請を集計した。

注2：括弧内の数字は20年から22年までの平均値を基準とした増減を示す。

(1) 外国の捜査機関等と連携した検挙事例

外国のサーバを利用したわいせつ画像公然陳列事件

会社役員の男(35)は、平成23年10月頃、インターネット上での販売のための客寄せを目的としてわいせつ画像を外国のサーバに記録蔵置させ、不特定多数の者に対して公然と陳列した。外国の捜査機関と連携し、当該国に所在する被疑者を確保するなどし、24年7月までに、犯行グループのメンバー合計4人を検挙した(京都)。

出会い系サイトの広告等を目的とした特定電子メールの送信の適正化等に関する法律違反(送信者情報を偽った送信の禁止)事件

会社役員の男(36)らは、平成22年10月頃、出会い系サイトの広告又は宣伝を行うため、実在しない電子メールアドレス並びに虚偽の送信側ドメイン名を使用し、電子メールを無差別かつ大量に送信した。外国の捜査機関と連携し、当該国に所在する関係者の事情聴取を実施した結果、犯行手口の解明がなされ、23年1月、犯行グループのメンバー合計7人を検挙した(京都・山梨)。

男子中学生による不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反(識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止)事件

男子中学生(14)は、平成24年6月頃、大手コミュニティサイトの運営者になりすまし、同サイトの識別符号を不正に取得するため、外国のサーバ上に同サイトのログイン画面に酷似したフィッシングサイトを構築した。外国の捜査機関に対する捜査共助要請により提供を受けた情報をもとに検挙した(熊本)。

以上のとおり、暴力団幹部によるサイバー犯罪の検挙が行われた。また、サイバー犯罪に係る国際捜査共助等の件数が増加したほか、外国捜査機関等と連携したサイバー犯罪の検挙が行われた。これらの取組により、犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締りが推進されていると認められる。

しかしながら、平成25年に多発しているインターネットバンキングに係る不正送金事犯は、外国の犯罪組織の関与がうかがわれており、引き続き、犯罪組織による犯罪の取締りや外国の捜査機関等と連携した取締りを一層推進する必要がある。

6 被害財産の回復と犯罪収益の剥奪

(1) 施策の目的

サイバー犯罪の多くは犯罪による収益の獲得を目的としていることから、捜査の早い段階から、被害回復の支援と犯罪収益の剥奪を念頭に置き、犯罪に利用された預金口座の凍結や犯罪収益の発見確保に努めること。

(2) 取組の内容

ア 犯罪に利用された預金口座の凍結

犯罪に利用された預金口座の利用を速やかに停止し、被害財産を保全するとともに、同一の預金口座が再度犯罪に利用されることを防止するため、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪に関連して預金口座が利用された場合には、都道府県警察において金融機関に対して当該口座の凍結依頼を実施している。

イ 犯罪収益の発見確保

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要であり、都道府県警察において、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 犯罪に利用された預金口座の凍結

サイバー犯罪に利用された預金口座に対する凍結依頼の実施状況（事例）を把握することとした。

イ 犯罪収益の発見確保

サイバー犯罪に係る起訴前の没収保全の実施状況（事例）を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 犯罪に利用された預金口座の凍結

【サイバー犯罪に利用された預金口座に関する凍結依頼の実施事例】

DVD販売サイトに係る児童ポルノ法違反（児童ポルノ提供）事件

被疑者は、インターネット販売サイトを開設し、不特定多数の者に児童ポルノを記録したDVDを販売したもの。児童ポルノの販売で得た犯罪収益を預金していた架空名義の口座について、平成24年7月に凍結依頼を実施した（京都）。

「サクラ」を利用した組織的詐欺事件

出会い系サイト運営会社は組織的に、アルバイト社員を「サクラ」として会員になりすませ、アイドルグループのメンバー等と騙って勧誘（迷惑）メー

ルにより獲得した会員のメール交換の相手方として、アイドルグループのメンバー等とメール交換をしているものと誤信させたとえ、メール交換を繰り返させ、メール利用のためのポイント購入代金名下に高額課金させていたもの。振込先の口座について、平成 24 年 6 月に凍結依頼を実施した（千葉）。

中国人グループによる詐欺サイトを舞台とした組織的な詐欺等事件

中国人の男らは、通販サイトに偽装した詐欺サイトを構築し、商品の購入を申し込んだ被害者から代金を詐取していたもの。振込先の口座及び転送先の口座の法人口座について、平成 25 年 1 月に凍結依頼を実施した（福岡ほか）。

違法・有害情報発信サイトに係る不正競争防止法違反事件

有害情報を発信する会員制有料サイトを運営していた男(41)は、有料放送を無料視聴できるよう B-CAS カードを改ざんするプログラムを同サイト上で公開し、不正競争を行ったもの。会員登録料金の振込先の口座について、平成 25 年 2 月に凍結依頼を実施した（京都）。

イ 犯罪収益の発見確保

インターネット掲示板を端緒とした覚せい剤取締法違反事件

インターネット掲示板における覚醒剤販売の広告の発見を端緒にし、検挙した購入客らの供述等から浮上した覚醒剤等の密売組織の関係場所に対する搜索を実施して多量の覚醒剤等を押収するとともに、密売組織の男らを覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持等）等で検挙し、平成 24 年 3 月、同人らが覚醒剤等の密売で得た薬物犯罪収益として特定した現金等に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた（神奈川・香川）。

以上のとおり、サイバー犯罪に利用された預金口座の凍結依頼及びサイバー犯罪に係る起訴前の没収保全が行われており、サイバー犯罪による被害財産の回復と犯罪収益の剥奪が推進されていることが認められる。

しかしながら、依然として、多額の被害財産が回復されないまま犯罪者の手に渡っている現状が認められることから、引き続き、犯罪利用預金口座の凍結の依頼や犯罪収益の発見確保を実施していく必要がある。

第3 サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動

1 犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査の実施

(1) 施策の目的

被害が拡大しやすい犯罪、人々に犯行手口があまり認知されていない新たな犯罪、インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪等抑止効果が期待できる犯罪を重点的に検挙するなど、戦略的な観点から捜査方針・捜査計画を策定すること。

(2) 取組の内容

都道府県警察では、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、スマートフォンを対象とした不正指令電磁的記録保管等事案等、被害が拡大しやすく、犯行手口があまり認知されていない新たな犯罪に対して積極的な検挙活動を行っている。

また、犯行グループの指示役の検挙を狙った戦略的な捜査を行っている。

(3) 取組の効果を把握する方法

犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査による検挙事例を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

【犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査による検挙事例】

IT企業によるスマートフォンを対象とした不正指令電磁的記録保管等事件

会社従業員の男(30)らが、平成24年8月頃、スマートフォン内の電話帳データを抜き取るアプリを作成してウェブサーバに保管し、「電波状況が改善するアプリ」などと偽って、当該アプリを保管したウェブサーバのURLを記載した電子メールを不特定多数に送信し、有益なアプリと誤信したメール受信者に当該アプリをダウンロードさせた。同年10月から11月にかけて、この男ら5人を不正指令電磁的記録保管罪等で検挙した(京都)。

中国人によるインターネットバンキングに係る不正送金事犯(国内の指示役の検挙事例)

何者かが、平成23年8月頃、A銀行に開設されたインターネットバンキングの口座に不正にアクセスし、送金しようとした事案において、送金先口座を準備した中国人の男(22)を犯罪収益移転防止法違反で検挙した。さらに、この男の供述等により、この男らがB銀行に開設されたインターネットバンキングの口座から不正に送金した金を引き出していた事実が判明したため、この男ほか1名を窃盗で検挙するとともに、24年5月までに国内の指示役の中国人男性(32)等を窃盗で検挙した(福岡)。

以上のとおり、インターネットバンキングに係る不正送金事犯やスマートフォンを対象とした不正指令電磁的記録保管事案等の、被害が拡大しやすく、犯行手口があまり認知されていない新たな事犯の検挙が行われており、犯罪抑止効果も狙った戦略的

な捜査が推進されていることが認められる。

しかしながら、被害が拡大しやすく、人々に犯行手口があまり認知されていない新たな犯罪等は次々と発生していることから、引き続き、戦略的な捜査を推進していく必要がある。

2 被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報

(1) 施策の目的

被害の拡大が予想される手口によるサイバー犯罪を認知した場合には、可能な限り速やかに事件着手するとともに、検挙後には、同種手口による被害拡大を防ぐため、国民にわかりやすい事件広報を行うこと。

(2) 取組の内容

警察では、被害が拡大しやすいインターネットバンキングに係る不正送金事犯に対して速やかに対処し、併せて道府県警察の負担の軽減と捜査活動の更なる効率化を図るため、平成 25 年 7 月、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置し、道府県警察からの捜査共助の依頼に対する対応及びインターネットバンキングに係る不正送金事犯の初期捜査を実施している。

また、警察では、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等被害が拡大しやすい手口については、国民に対し同種事案の被害に遭わないための注意点等について事件広報を行っている。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア サイバー犯罪特別対処班の設置(20 頁 第 2 章 第 2 1(3)ウ サイバー犯罪特別対処班の設置参照)

イ 事件広報

被害の拡大が予想される手口によるサイバー犯罪に関する事件広報事例について把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア サイバー犯罪特別対処班の設置(21 頁 第 2 章 第 2 1(4)ウ サイバー犯罪特別対処班の設置参照)

イ 事件広報

【被害の拡大が予想される手口によるサイバー犯罪に関する事件広報事例】

インターネットバンキングに係る不正送金事犯

平成 25 年に多発したインターネットバンキングに係る不正送金事犯に関して、同年 5 月、警察庁ウェブサイト、国民に対しウイルス対策ソフトの導入、ワンタイムパスワードの利用等と呼び掛ける内容の注意喚起を掲載した。また、同年 9 月には、同種事犯についての被害発生状況に関する広報啓発を行った。

以上のとおり、被害の急増したインターネットバンキングに係る不正送金事犯に迅速に対処するため警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置した。また、同事犯に関連した被害拡大防止のため、ウイルス対策ソフトの導入の呼び掛けや被害発生状況についての広報を実施した。これらの取組により、被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報が推進されていると認められる。

しかしながら、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等被害が拡大しやすい犯罪は次々と発生していることから、引き続き、被害拡大防止を狙った迅速な捜査と事件広報を実施していく必要がある。

3 事件広報を通じた情報発信

(1) 施策の目的

インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪を検挙した場合には、事件広報に際して、それらインターネットに係る未整備の制度的課題等に関する情報を発信し、関係機関・団体等に対して所要の改善を図るよう要請すること。

(2) 取組の内容

インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪を検挙した場合には、事件広報に際して、それらインターネットに係る未整備の制度的課題等に関する情報を発信している。

(3) 取組の効果を把握する方法

インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪を検挙した場合に、関係機関・団体等に対して制度的課題等の改善要請を行った事例を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

【インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪を検挙した場合の関係機関・団体等に対する制度的課題等の改善要請事例】

コミュニティサイトにおけるゾーニングの導入

コミュニティサイトにおいては、悪意ある大人がなりすましを行った上で児童と接触すること等により、児童買春等の被害が発生していた。警察庁では、このような事案の発生状況等に関する情報を提供するなどして、コミュニティサイト運営事業者に対し、携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報等を活用した実効性あるゾーニングの導入を働き掛け、国内に多数の利用者を有するコミュニティサイトにおいて、ゾーニングが導入された。

データ通信カード販売時の本人確認

本人確認が厳格でないデータ通信カードを犯罪に利用することにより、事後追跡を阻害する事案が発生していたことを受け、データ通信カードの販売事業者に対し、契約時の本人確認の徹底等を要請した。

以上のとおり、事件広報を通じた情報発信の事例や、サイバー犯罪を容易にしていたインターネットに係る制度・技術の未整備に関する改善事例が把握されており、制度的課題等の改善が図られているものと認められる。

しかしながら、我が国においては通信履歴（ログ）の保存制度が存在せず、サイバー犯罪等に対する事後追跡可能性が確保されていないことが課題となっている。平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「通信履歴等の保存の在り方について、所要の措置を講ずることができるよう検討を行い、可

能な範囲で速やかに一定の結論を得る」とされているところ、警察庁は、関係省庁と共に、ログの保存の在り方の検討に積極的に参画していくこととしている。

第4 サイバーテロ対策に係る推進事項

1 総合的な対策を推進するための態勢の確保

(1) 施策の目的

サイバーテロの未然防止及び関連するサイバー攻撃事案の実態解明のため、警察庁、管区警察局、都道府県警察等において、警備部門、生活安全部門及び情報通信部門が中心となり、総合的なサイバーテロ対策を推進する態勢を確保すること。

(2) 取組の内容

都道府県境に関わりなく発生するサイバーテロへの対応力を更に向上させるため、都道府県警察におけるサイバー攻撃対策の態勢を強化するとともに、警察庁の司令塔機能を強化し都道府県警察間の連携強化を図るなどしている。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア サイバーテロ事案の未然防止

サイバーテロ事案の発生状況を把握することとした。

イ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化

都道府県警察等におけるサイバー攻撃対策の態勢の確保の状況を把握することとした。

ウ 警察庁の司令塔機能の強化

警察庁におけるサイバー攻撃対策の態勢の確保の状況を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

ア サイバーテロ事案の未然防止

重要インフラ³⁰事業者等の基幹システムに対するサイバー攻撃により当該事業者等の提供するサービスが停止するなど、国民生活や社会経済活動に甚大な影響を与える事案は発生しなかった。

イ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化

平成25年4月、サイバー攻撃に関する警備情報の収集・整理及び警備犯罪の予防・捜査を任務とするサイバー攻撃特別捜査隊を、13都道府県警察³¹に約140名体制で設置したほか、24年5月、全国の都道府県警察の警備部門に情報収集用端末を整備し、サイバー攻撃に関する情報等の把握に努めている。また、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁情報通信局、各管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部等にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術的支援を実施している。

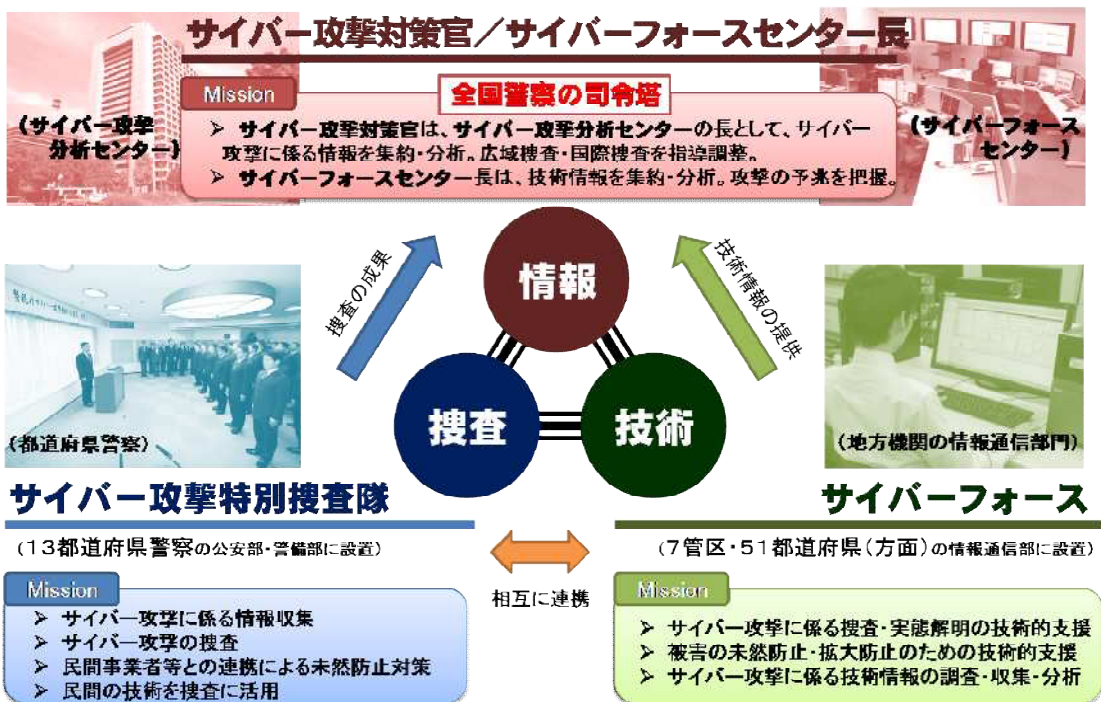
³⁰ 情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流の各分野における社会基盤

³¹ 北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

ウ 警察庁の司令塔機能の強化

平成 25 年 5 月に、警察庁にサイバー攻撃対策官を設置するとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターを設置した。当該センターでは、今日におけるサイバー攻撃の司令塔として、都道府県警察等からサイバー攻撃に係る警備情報を収集し、これらを整理及び総合的に分析した結果を都道府県警察に提供している。また、警察庁のサイバーフォースは、サイバーフォースセンターとして全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っている。

【サイバー攻撃対策の施策について】



以上のとおり、サイバーテロに係る総合的な対策を推進するための態勢が確保されたと認められる。

しかしながら、サイバー空間の脅威は依然として存在しており、サイバーテロに関する情報の収集・分析等を実施し、サイバーテロの未然防止及び事案の実態解明を推進していく必要がある。

2 未然防止のための官民連携の推進

(1) 施策の目的

サイバーテロ対策協議会等を通じ、重要インフラ事業者等に対してサイバーテロ対策の重要性を認識させ、当該事業者と情報セキュリティ対策の向上に資する情報交換、共同訓練等を実施し、サイバーテロの未然防止を図るとともに、事案発生時の警察への速報及び資料保全について働き掛けることなどにより、連携強化を図ること。

(2) 取組の内容

平成 23 年 11 月までに、警察とサイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置しており、この協議会の枠組みを通じ、個別訪問によるサイバーテロの脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換、情報共有、共同訓練等を行った。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 重要インフラ事業者等に対する個別訪問

都道府県警察による重要インフラ事業者等に対する個別訪問件数を把握することとした。

イ 重要インフラ事業者等との共同訓練の実施

都道府県警察と重要インフラ事業者等との共同訓練の実施件数を把握することとした。

ウ サイバーテロ事案の未然防止(42 頁 第 4 1 (3)ア サイバーテロ事案の未然防止参照)

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 重要インフラ事業者等に対する個別訪問

都道府県警察による重要インフラ事業者等に対する個別訪問件数は、平成 23 年から 25 年までの合計が 5,867 件であり、20 年から 22 年までの合計と比べて 2,423 件増加した。

【重要インフラ事業者等に対する個別訪問件数】

	20 年	21 年	22 年	20～22 年 (合計)	23 年	24 年	25 年	23～25 年 (合計)
個別訪問件数	1,350	926	1,168	3,444	1,144	1,394	3,329	5,867

イ 重要インフラ事業者等との共同訓練の実施

都道府県警察とサイバーテロ対策協議会を構成する重要インフラ事業者等との共同訓練回数は、平成 23 年から 25 年までの合計が 201 回であり、20 年から 22 年までの合計と比べて 30 回減少したものの、25 年度中に、全ての都道府県に

において標的型メール攻撃等のデモンストレーションを含むセミナーを開催することとしている。

【警察と重要インフラ事業者等との共同訓練回数】

	20年	21年	22年	20～22年 (合計)	23年	24年	25年	23～25年 (合計)
共同訓練回数	80	59	92	231	69	83	49	201

ウ サイバーテロ事案の未然防止(42頁 第4 1(4)ア サイバーテロの未然防止参照)

以上のとおり、共同訓練の回数は減少したものの、標的型メール攻撃のデモンストレーションを含むセミナーを25年度中に全ての都道府県において開催することとしており、また、個別訪問件数が大幅に増加していることから、未然防止のための官民連携が推進されていると認められる。

しかしながら、サイバー空間の脅威は依然として存在しており、今後も、重要インフラ事業者等に対する個別訪問や重要インフラ事業者等との共同訓練を引き続き実施していくとともに、共同訓練において実際の事案に準じた想定を提案するなどの取組が必要である。

3 事案発生時の的確な対処

(1) 施策の目的

サイバーテロ又はサイバーテロに発展するおそれのあるサイバー攻撃事案等の発生により、警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要があるときは、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令(平成17年警察庁訓令第6号)等に基づき、警察庁に対策本部を設置すること。管区警察局、都道府県警察においては、事案発生時に所要の措置を講ずる態勢を確保すること。

(2) 取組の内容

事案認知時における迅速な立ち上がり等初動対処の状況を検証するため、都道府県警察等による対処訓練を実施した。

(3) 取組の効果を把握する方法

都道府県警察等による対処訓練の実施状況を把握することとした。

(4) 取組の効果を把握した結果

都道府県警察では、重要インフラ事業者等と共同訓練を実施している(44頁 第4-2(4)イ 重要インフラ事業者等との共同訓練の実施参照)。

また、平成24年6月には、全国を6つのブロック³²に分けて、それぞれにおいて、警察庁、都道府県警察警備部門及び都道府県(方面)情報通信部によるサイバーテロ対策訓練が実施された。

さらに、25年9月には全国において、都道府県警察警備部門及び都道府県(方面)情報通信部により、サイバーテロ事案の発生を想定した初動対処机上訓練が実施された。訓練は、管内所在の金融機関がサイバー攻撃を受け業務が停止したという想定の下で実施され、これにより、事案対応の模擬的な経験が得られたほか、訓練過程で捜査部門の専門的知見が向上したことにより、事案に的確に対処する態勢が強化された。このうち、一部の都道府県では、事業者と共同して実施した。

以上のとおり、事案発生時に所要の措置を講ずる態勢が確保されていると認められる。

しかしながら、訓練の結果、改善すべき点が見受けられていることから、今後は、訓練で得られた改善点等を踏まえて、よりの確な初動対処を行えるよう訓練を繰り返し行う必要がある。

³² 北海道警察、各方面本部及び東北管区内6県警察、警視庁及び関東管区内10県警察、中部管区内6県警察、近畿管区内6府県警察、中国管区内5県警察及び四国管区内4県警察並びに九州管区内8県警察(これに対応する都道府県(方面)情報通信部を含む。)

第5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項

1 総合的な対策を推進するための態勢の確保

(1) 施策の目的

第4の1(1)の態勢を確保することにより、サイバーインテリジェンス対策についても推進すること。

(2) 取組の内容

都道府県境に関わりなく発生するサイバーインテリジェンスへの対応力を更に向上させるため、都道府県警察におけるサイバー攻撃対策の態勢を強化するとともに、警察庁の司令塔機能を強化し都道府県警察間の連携強化を図るなどした。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア 標的型メール³³攻撃の把握

警察がサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを通じて確認した標的型メール攻撃の発生件数を把握することとした。

イ 新たな手口の把握

警察が確認した新たなサイバーインテリジェンスの手口について把握することとした。

ウ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化(42頁 第4 1(3)イ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化参照)

エ 警察庁の司令塔機能の強化(42頁 第4 1(3)ウ 警察庁の司令塔機能の強化参照)

(4) 取組の効果を把握した結果

ア 標的型メール攻撃の把握

警察が確認した標的型メール攻撃の件数は、平成24年中には1,009件、25年中には492件となっている。

24年から25年にかけて、「ばらまき型」攻撃³⁴が減少したことから、標的型メール攻撃の件数は大幅減となったが、「やりとり型」攻撃³⁵は24年中に2件だったものが37件に増加しているなど、手口が巧妙化している。

イ 新たな手口の把握

攻撃対象が普段アクセスしていると思われるウェブサイトを改ざんし、同者のIPアドレスから同ウェブサイトアクセスした場合のみ不正プログラムに感染

³³ 業務に関連した正当なものであるかのように装いつつ、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付した電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る手法で、サイバーインテリジェンスに用いられる手法として代表的なもの

³⁴ 国内外の情勢に乗じて情報提供等を詐称するメールを関係各方面に大量に送付する攻撃

³⁵ 業務に関連する内容のメールのやりとりを何通か行った上で標的型メールを送付する攻撃

させる手口（いわゆる「水飲み場型」攻撃）や、攻撃対象のIPアドレスから動画再生ソフトのアップデートをする際に、他のウェブサーバに誘導し、不正プログラムに感染させる手口など、新たなサイバーインテリジェンスの手口が確認された。

ウ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化(42頁 第4 1(4)イ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化参照)

エ 警察庁の司令塔機能の強化(43頁 第4 1(4)ウ 警察庁の司令塔機能の強化参照)

以上のとおり、サイバーインテリジェンスに係る総合的な対策を推進するための態勢が確保されたと認められる。

しかしながら、標的型メールの手口が巧妙化しているなど、サイバーインテリジェンス事案の脅威は依然として存在しており、サイバーインテリジェンスに関する情報の収集・分析等を実施し、サイバーインテリジェンスの未然防止及び事案の実態解明を推進していく必要がある。

2 未然防止のための官民連携の推進

(1) 施策の目的

サイバーインテリジェンスによる情報窃取の被害を未然に防止するためには、官民連携した取組が不可欠であることから、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを通じ、事業者等からの情報の集約を図るとともに、不正プログラム対策協議会を通じ、不正プログラムやぜい弱性に関する情報を情報セキュリティ関連事業者提供することなどにより、ITユーザ全体の情報セキュリティの向上を図ること。

都道府県警察等については、対象事業者等に対する個別訪問等を通じ、情報提供及び注意喚起等を行うなど、きめ細やかな管理者対策を実施すること。

(2) 取組の内容

ア サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用

平成23年8月、警察と、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等とで、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを設置した。25年8月現在では、全国約5,000の事業者等が参画しており、警察では、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。

イ 不正プログラム対策協議会の活用

23年8月、警察では、ウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、不正プログラム対策協議会を設置しており、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを通じて収集・分析した不正プログラム対策に関する情報の共有を行っている。

(3) 取組の効果を把握する方法

ア サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用

先端技術を有する事業者等により構成されるサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの参画事業者数を把握することとした。

イ 不正プログラム対策協議会の活用（9頁 第2章 第13(3)イ 情報セキュリティ事業者との連携参照）

(4) 取組の効果を把握した結果

ア サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用

23年8月のサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの設置時には約4,000の事業者等により構成されていたが、25年8月現在では約5,000になり、設置から2年間で参画事業者数は約1,000増加しており、サイバーインテリジェンス未然防止のための官民連携が推進されている。

【サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの参画事業者数】

	23年8月	24年7月	25年8月
事業者数	約4,000	約4,800	約5,000

イ 不正プログラム対策協議会の活用(10頁 第2章 第1 3(4)イ(ア) 不正プログラム対策協議会参照)

以上のとおり、サイバーインテリジェンスによる情報窃取の被害を未然に防ぐための官民連携が進められていると認められる。

しかしながら、被害の未然防止のためにはサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークによる情報共有をさらに活性化する必要があることから、未参画の事業者等に対して同ネットワークへの参画を働き掛けるとともに、個別訪問等の機会を捉えて、各事業者等に対し積極的な情報提供を促す必要がある。

第6 サイバー攻撃事案の実態解明の推進

1 施策の目的

サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスに対しては、それらを始めとするサイバー攻撃事案の実態解明を行うことが重要な取組であり、それにより脅威の実態を広く知らしめることで、社会全体で立ち向かう気運を醸成すること。

2 取組の内容

警察庁においては、外国治安機関、関係事業者等との効果的な情報交換を実施している。また、都道府県警察は、都道府県情報通信部と緊密に連携し、平素からサイバー空間における情報収集を推進するとともに、情報セキュリティに知見を有する有識者等からの包括的な情報収集に努めている。

3 取組の効果を把握する方法

(1) 国際捜査共助・協力要請

サイバー攻撃事案の捜査等において、都道府県警察が警察庁を經由して外国治安機関に対し国際捜査共助・協力要請を実施した件数及び外国からの捜査共助要請に協力した事例を把握することとした。

(2) サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用(49頁 第5 2(3)ア サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用参照)

(3) 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化(42頁 第4 1(3)イ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化参照)

(4) 警察庁の司令塔機能の強化(42頁 第4 1(3)ウ 警察庁の司令塔機能の強化参照)

(5) 捜査への民間の知見の活用

民間の知見の捜査への活用状況について把握することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 国際捜査共助・協力要請

平成23年中には24件であったサイバー攻撃事案に係る国際捜査共助・協力要請の件数は、24年中に107件となり、25年中には130件となった。

【サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助・協力要請件数】

	23年	24年	25年
要請件数	24	107	130

【外国からの捜査共助要請への協力事例】

オランダからの捜査共助要請

平成 24 年 1 月、オランダにおいて、同国の通信事業者の情報システムが外部から不正に侵入され、当該事業者が情報システムの一時停止を余儀なくされたことにより、約 200 万の電子メールアドレスへの通信が中断されるなど、多くの利用者が影響を受けるサイバー攻撃事案が発生した。我が国の警察では、同国からの捜査共助要請を受け、所要の捜査を行った結果、攻撃の一部について我が国のコンピュータがいわゆる踏み台となっていた可能性が高いことが判明したことから、オランダ国家警察に捜査結果について情報提供を行うとともに、攻撃の踏み台となったコンピュータの管理者に対してセキュリティ上の指導を行った（宮城）。

- (2) サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用（49 頁 第 5 2 (4)ア サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用参照）
- (3) 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化（42 頁 第 4 1 (4)イ 都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化参照）
- (4) 警察庁の司令塔機能の強化（43 頁 第 4 1 (4)ウ 警察庁の司令塔機能の強化参照）
- (5) 捜査への民間の知見の活用

サイバー攻撃特別捜査隊設置県では、部外有識者との協力関係を構築し、情報セキュリティに関する情報の提供や警察職員を対象とした講演を依頼するなどして、捜査に民間の知見を生かしている。

以上のとおり、サイバー攻撃事案の実態解明の推進が一定程度図られたと認められる。

しかしながら、サイバー空間の脅威は依然として存在していることから、サイバー攻撃に関する情報の収集・分析等を実施し、サイバー攻撃事案の実態解明を更に推進していく必要がある。

第7 情報技術解析に係る推進事項

1 施策の目的

情報技術解析を推進することで、サイバー空間の脅威への対策を強化すること。

2 取組の内容

(1) 情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化

コンピュータ、携帯電話、スマートフォン等の電子機器が一般に普及するとともに、あらゆる犯罪に悪用されるようになってきており、こうした犯罪の取締りにおいても高度な技術的知見が必要となっている。

このため、警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置し、都道府県警察が行う犯罪捜査に際して、捜索差押え現場においてコンピュータ等を適切に差し押さえるための技術的指導や押収した携帯電話等から証拠となる情報を取り出すための解析を実施している。

また、警察庁では、電磁的記録媒体の記憶容量の増大、スマートフォンの急速な普及等の情報通信技術の高度化に対応するために必要なデジタルフォレンジック³⁶用資機材の整備等情報技術解析の態勢の強化を図っている。

(2) サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化

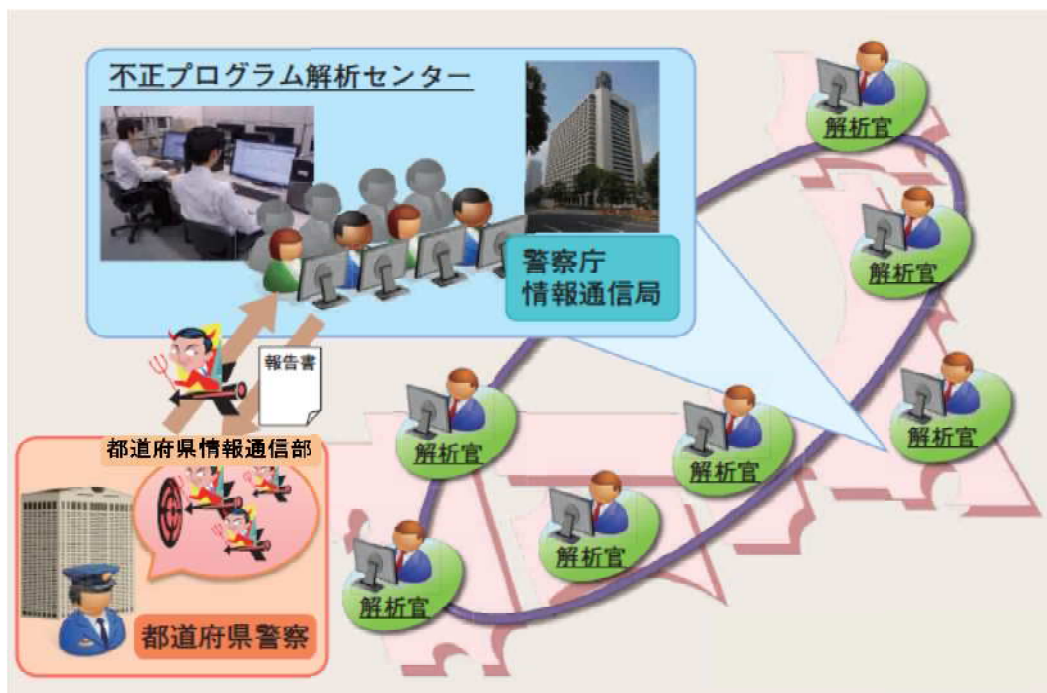
警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術的支援を実施している。また、警察庁のサイバーフォースは、サイバーフォースセンターとして全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っている。

警察庁では、サイバー攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータを始めとして、スマートフォン上の不正なアプリ、P2Pと呼ばれる通信技術を利用したファイル共有ネットワーク等の動向について技術的に把握するため、サイバーフォースセンターの機能を強化するなど、サイバー攻撃に適切に対処するための技術力の強化を図っている。

特に、不正プログラムについては、近年、内容が巧妙化し、その解析には極めて高い技術力が求められていることから、警察庁では、平成24年11月、情報通信局情報技術解析課内に不正プログラム解析センターを設置し、全国の特に優れた解析能力を有する職員を指揮下に加えるとともに、効率的な解析に資するため、全国の不正プログラムに係る事案の情報を集約した。

³⁶ 犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

【不正プログラムの解析態勢】



(3) 最新の技術情報の国際的な共有の促進

サイバー空間では、コンピュータとインターネットへのアクセスさえ確保できれば世界中のどこからでも容易に犯罪を実行したり、攻撃を敢行したりすることが可能である。また、国外の複数のサーバを踏み台にする、匿名性の高いサービスを利用するなどして犯罪を実行する手口も後を絶たない。このようなサイバー空間の脅威に的確に対処するため、情報技術解析の分野においても外国の捜査機関等との相互の連携を従来以上に多様化・効率化させることが必要となっている。

そこで、アジア大洋州地域における各治安機関の間で、解析技術やサイバー犯罪捜査に係る知識・経験等を共有することにより、サイバー犯罪捜査技術力の向上を図ることを目的としたアジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の充実強化、各国の緊急対処チームの世界的枠組み（FIRST³⁷）への積極的な参画等を通じて、最新の技術情報の国際的な共有を促進している。

3 取組の効果を把握する方法

(1) 情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化

技術支援件数、解析総容量並びに携帯電話機の解析台数及び携帯電話機の解析台数に占めるスマートフォンの解析台数の割合を把握することとした。

(2) サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化

³⁷ Forum of Incident Response and Security Teams

不正プログラムの解析件数を把握することとした。

(3) 最新の技術情報の国際的な共有の促進

情報技術解析課で主催しているアジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催状況を把握することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化

ア 技術支援件数及び解析総容量

平成 23 年から 25 年に実施した技術支援件数の合計は、66,154 件であり、20 年から 22 年までの合計と比べ 5,861 件増加した。また、23 年から 25 年の電磁的記録の解析総容量は、13.5 ペタバイト³⁸(PB)であり、20 年から 22 年の解析総容量と比べ 9.7 ペタバイト増加した。

【技術支援件数及び解析総容量】

	20 年	21 年	22 年	20～22 年 (合計)	23 年	24 年	25 年	23～25 年 (合計)
技術支援件数	18,497	20,908	20,888	60,293	21,769	23,088	21,297	66,154 (+5,861)
解析総容量(PB)	0.7	1.1	2.0	3.8	3.2	4.9	5.4	13.5 (+9.7)

注：括弧内の数字は 20 年から 22 年までの合計値を基準とした増減を示す。

イ 携帯電話機の解析台数及び携帯電話機の解析台数に占めるスマートフォンの解析台数の割合

平成 23 年から 25 年までの携帯電話機の解析台数の合計は 62,123 台であり、20 年から 22 年までの合計より 1,425 件減少した。他方、25 年のスマートフォンの解析台数は、11,623 台であり、携帯電話機の解析台数に占めるその割合は 59.8%であり、22 年以降増加している。

【携帯電話機の解析台数等】

	20 年	21 年	22 年	20～22 年 (合計)	23 年	24 年	25 年	23～25 年 (合計)
携帯電話機 解析台数	21,361	22,000	20,187	63,548	21,275	21,402	19,446	62,123 (-1,425)
うちスマート フォンの解析 台数(台)	-	-	633	-	3,531	9,002	11,623	24,156
うちスマート フォンの割合 (%)	-	-	3.1	-	16.6	42.1	59.8	38.9

注 1：括弧内の数字は 20 年から 22 年までの合計値を基準とした増減を示す。

注 2：スマートフォンの解析台数の統計は、22 年から集計している。

³⁸ 1 ペタバイトは 1 ギガバイト (GB) の 100 万倍

(2) サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化

ア 不正プログラムの解析件数

平成 25 年の不正プログラムの解析件数は 1,063 件であった。

【不正プログラムの解析件数】

	23 年	24 年	25 年
不正プログラムの解析件数	300	242	1,063

注：不正プログラムの解析件数の統計は、23 年から集計している。

(3) 最新の技術情報の国際的な共有の促進

アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を平成 12 年度から毎年度開催しており、平成 25 年度には、12 月 9 日から 11 日までの 3 日間の日程で東京都内において開催し、日本を含む 10 の国等から情報技術解析担当官やサイバー犯罪捜査官が参加した。同会議では、電磁的記録媒体の解析技術、国際捜査、官民連携等に関する発表・討議が行われた。

以上のとおり、情報技術解析に係る推進事項についてはいずれの施策についても推進されたと認められる。

しかしながら、依然として、スマートフォンのような新たな電子機器が様々な犯罪に悪用されていること、不正プログラムの内容の巧妙化が進んでいること等から、これらに対応するため、引き続き、態勢及び技術力の強化並びに技術情報の国際的な共有を図る必要がある。平成 26 年度には、巧妙化が進む不正プログラムを始めとする高度な技術を要する情報技術の解析に集中的に対応するほか、そのために必要な技術的手法の開発を行う「高度情報技術解析センター」を新たに設置する予定である。

第8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応

1 事件の概要

平成24年6月から同年9月にかけて発生したインターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件について、神奈川県警察、大阪府警察、警視庁及び三重県警察では、威力業務妨害罪等で4人を検挙した。しかし、その後の捜査で、検挙された4人が使用していたコンピュータが市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムに感染し、第三者に遠隔操作されるなどしており、4人は本事件に関与していなかったことが判明した。

当該4都府県警察では、本件を検証し、警察庁では、サイバー犯罪捜査に関する知識の底上げ、部門間の連携、証拠の総合的な評価等の再発防止策を全国警察に指示した。

25年2月、当該4都府県警察による合同捜査本部は、当該不正プログラムを使用して犯行予告を行った被疑者を威力業務妨害罪で検挙した。

2 事件を踏まえた取組

本事件については、関係する4都府県警察において、それぞれ、事件記録の精査、被疑者とされた方々を含む事件関係者、捜査に従事した捜査幹部、捜査員等からの聴取等を行い、誤認逮捕に至った経緯、捜査上の問題点等について検証を行った。その結果、以下の主な反省教訓事項が得られた。

- (1) 遠隔操作等の可能性に対する認識不足
- (2) 部門間の連携不足
- (3) 逮捕判断時における検討不足
- (4) 自白事案における供述吟味不足
- (5) 否認事案における供述吟味及び裏付け捜査不足

警察庁では、平成25年1月、本事件により明らかとなった警察のサイバー犯罪に係る捜査力の不足を踏まえ、サイバー空間において今後起こり得る様々な事態にも対処できるよう、サイバー犯罪対処能力の強化等に向けて当面緊急に推進すべき施策を「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム～いわゆる遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案を受けて～」³⁹として取りまとめた。

同プログラムに基づき、次のとおり取組が進められた。

(1) 対処能力の向上

ア 神奈川県警察等において、民間の専門家をアドバ

【サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム（概要）】

第1 対処能力の向上
1 捜査力及び解析力の強化
・ 官民人事交流
・ ハッカーからの協力の確保
2 体制の整備
・ サイバー犯罪捜査員及び解析担当職員の増員
・ サイバー攻撃対策の強化
3 資機材の整備
・ 新種のウイルスを検知するためのシステムの高機能化

第2 民間事業者等の知見の活用
1 情報共有枠組みの構築
・ アンチウイルスベンダーとの情報共有
2 官民一体となったサイバー犯罪抑止対策の推進
・ 通信履歴（ログ）の保存
・ サイト管理者の管理責任の明確化
・ スマートフォン用アプリに係る被害防止対策
3 民間の知見の捜査等への活用
・ 手口分析等の嘱託

第3 国際連携の推進

第4 広報啓発

³⁹ <http://www.npa.go.jp/cyber/policy/image/program1.pdf>

イザーとして登用。

イ 警察庁において、サイバー攻撃対策官を設置したほか、都道府県警察において捜査員を増員。

ウ デジタルフォレンジック用資機材を更新整備。

(2) 民間事業者等の知見の活用

ア 日本版 N C F T A⁴⁰の創設に向け、総合セキュリティ対策会議⁴¹において報告書が取りまとめられた。

イ ウイルス対策ソフト提供事業者等に対し、ウイルスに関する情報を提供。

ウ 関係事業者に対し、サイバー犯罪に係る手口分析等を依頼。

(3) 国際連携の推進

ア 米国 N C F T A の捜査実習に捜査員を派遣。

イ 外国捜査機関に対する捜査共助要請を積極的に実施。

ウ リエゾン派遣先国の検討等を踏まえ、平成 26 年度に向けて派遣に必要な経費を要求。

(4) 広報啓発

ア 「情報セキュリティ月間」に合わせた広報啓発を実施。

イ サイバーテロ対策協議会等の機会を通じた広報啓発を実施。

ウ 警察庁ウェブサイトにはサイバー犯罪情勢等に係る広報資料を掲載。

以上のとおり、「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」に掲げられた対処能力の向上、民間事業者等の知見の活用、国際連携の推進及び広報啓発がそれぞれ推進されている。

引き続き、同プログラムに掲載されている施策の更なる推進に努める必要がある。

⁴⁰ National Cyber-Forensics & Training Alliance。米国においてサイバー空間の脅威を効率的に特定及び軽減するため、産学官における情報共有と協力を促進することを目的として設立された非営利団体

⁴¹ 情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的に、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行うため、平成 13 年に設置された生活安全局長主催の私的懇談会

第9 部門間の連携

1 施策の目的

サイバー空間における脅威は警察のいずれの部門にとっても重要な課題となっていることを踏まえ、サイバー空間の脅威に対して部門を超えた対応を行う態勢を整えること。

2 取組の内容

サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会、長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）及びサイバー犯罪対策委員会を設置することにより、サイバー空間の脅威に対して部門を超えた対応を行う態勢を整えている。また、サイバー犯罪捜査検定制度を活用し、様々な部門におけるサイバー空間の脅威への対処能力の向上を図っている。

3 取組の効果を把握する方法

(1) サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置

サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置状況及び開催状況について把握することとした

(2) 長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置

長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置状況及び活動状況について把握することとした。

(3) サイバー犯罪対策委員会の設置(20頁 第2章 第2 1(3)ア サイバー犯罪対策委員会の設置参照)

(4) サイバー犯罪捜査検定の導入(20頁 第2章 第2 1(3)オ サイバー犯罪捜査検定の導入参照)

4 取組の効果を把握した結果

(1) サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置

平成23年10月、警察庁では、サイバー空間の脅威に関する情報を総合的に集約分析し、警察庁及び都道府県警察が講ずべき対策方針を定め、その達成を図ることを任務として、次長を長とし、局長級を委員とするサイバー空間の脅威に対する総合対策委員会を設置した。

24年7月には、警察庁の体制整備に伴い、本委員会の設置要綱を改正し、委員に長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）及び長官官房技術審議官を追加した。

本委員会はこれまで、以下のように5回開催されている。

第1回：23年10月5日

第2回：23年10月19日

第3回：24年8月31日

第4回：24年10月31日

第5回：25年1月16日

(2) 長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置

平成24年7月、サイバー空間における脅威に対処するための数多くの困難な課題に対して戦略的かつ全庁的な対応を強化するため、警察庁では、新たにサイバーセキュリティ戦略を統括する長官官房審議官を置いた。

同審議官の下、組織横断的な態勢を構築し、サイバー犯罪やサイバー攻撃への対処能力の向上、国際連携の強化及び情報通信技術の高度化や法改正を踏まえた解析体制・執行力の確保に関する施策を重点的に検討・推進している。

(3) サイバー犯罪対策委員会の設置(20頁 第2章第2 1(4)ア サイバー犯罪対策委員会の設置参照)

(4) サイバー犯罪捜査検定の導入(21頁 第2章第2 1(4)オ サイバー犯罪捜査検定の導入参照)

以上のとおり、サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置、長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置、サイバー犯罪対策委員会の設置等により、部門を超えた対処能力が強化されている。また、サイバー犯罪捜査検定の対象者にサイバー犯罪対策部門以外の部門において勤務する警察官も含めるよう指示するなど部門横断的なサイバー犯罪対処能力の向上を図っており、警察の総合力を發揮したサイバー空間の脅威への対処を実施することに向けた施策は着実に推進されていることが認められる。

しかしながら、情報技術の発達に伴い、サイバー空間の脅威は日に日に深刻さの度合いを増しており、そのスピードも極めて速い。したがって、警察全体としてサイバー空間の脅威に対処する能力の強化を不断に行っていく必要がある。

このため、サイバー空間の脅威への対処に係る警察全体の司令塔機能の強化や捜査力の強化を図るとともに、サイバー空間の脅威の手法の高度化・複雑化に鑑み、情報技術解析体制の強化を図るため、平成26年度から長官官房審議官の業務をサイバー関連業務に専任化するとともに、長官官房参事官（サイバーセキュリティ担当）及びサイバーセキュリティ研究・研修センターを新設することを予定しているところであるが、今後とも態勢の見直しにより対処能力の強化を不断に行っていく必要がある。

第3章 評価の結果及び政策への反映の方向性

第1 サイバー犯罪に係る抑止対策

サイバーパトロール等による犯罪の発生状況の把握、サイバー防犯ボランティアの支援等による民間の自主的な被害防止活動の促進、関係事業者等への働き掛け及び児童の犯罪被害防止対策の推進の各取組はいずれも実施され、サイバー犯罪の抑止が推進されていると認められる。

しかしながら、相談件数が増加していること、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数が増加していること、スマートフォンについて児童によるフィルタリングの利用率が従来型の携帯電話と比較して低くなっていること及びサイバー犯罪の検挙件数自体に増加傾向がみられることを踏まえれば、引き続きサイバー犯罪に係る各種抑止対策を推進する必要がある。

第2 サイバー犯罪に係る捜査活動

サイバー犯罪に係る捜査活動については、サイバー犯罪対策委員会等の各種態勢が整備された上、コンピュータ・ウイルスに関する罪等新たな手口を用いた犯罪に対する先制的検挙や、ファイル共有ソフト等を使用した事犯についての一斉取締りが確実に実施されたほか、インターネットを利用した児童を対象とした性犯罪の検挙件数が増加するなど成果が上がっている。また、組織的なサイバー犯罪や外国捜査機関と連携した国際的なサイバー犯罪の捜査、被害財産の回復と犯罪収益の剥奪についても、実施例が把握されるなど、サイバー犯罪に係る捜査活動が推進されていると認められる。

しかしながら、サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、引き続き、サイバー犯罪に対処するため、必要な態勢を確保し、各都道府県警察間、各部門間はもとより外国捜査機関とも緊密に連携し、各種サイバー犯罪に係る捜査活動を適切に推進していく必要がある。また、その際には被害財産の回復と犯罪収益の発見確保についても確実に実行されるよう努める必要がある。

第3 サイバー犯罪に対する抑止対策と捜査活動の連動

被害が拡大しやすく、犯行手口があまり知られていない事犯の検挙等、戦略的な捜査が行われている。また、警視庁のサイバー犯罪特別対処班を活用した迅速な捜査が行われたほか、被害の拡大しやすい事犯についての事件広報が行われている。さらに、サイバー犯罪を容易にしていたインターネットに係る制度・技術の未整備に関する改善事例が把握されており、抑止対策と捜査活動の連動が推進されている。

しかしながら、サイバー犯罪は被害が広範囲かつ不特定多数に及びやすい特性を有しており、引き続き、抑止対策と捜査活動の連動に努める必要がある。

第4 サイバーテロ対策に係る推進事項

サイバー攻撃特別捜査隊の設置等により総合的な対策を推進するための態勢の確保がなされた上、重要インフラ事業者等に対する個別訪問の件数が増加するなど、サイバーテロの未然防止のための官民連携が着実に推進された。また、都道府県警察による対処訓練が着実に実施され、事案発生時に的確な対処を図るための態勢の構築が行われているなど、サイバーテロ対策は推進されていると認められる。

しかしながら、サイバー空間の脅威が依然として存在していることを踏まえれば、サイバーテロに関する情報の収集・分析等により、サイバーテロの未然防止及び実態解明を推進するとともに、事案発生時の対処能力を高めるよう、実際の対処に準じた想定等の下で訓練に努める必要がある。

第5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項

サイバー攻撃特別捜査隊の設置等により総合的な対策を推進するための態勢が確保されると同時に、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの参画事業者数が増加するなど、サイバーインテリジェンス対策に係る官民連携も進められており、サイバーインテリジェンス対策が推進されていると認められる。

しかしながら、サイバーインテリジェンスの未然防止及び事案の実態解明を推進するために、サイバーインテリジェンスに関する情報の更なる収集・分析を図る必要があることから、今後は、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの参画事業者数を引き続き拡大していくとともに、各事業者からの積極的な情報提供を促す必要がある。

第6 サイバー攻撃事案の実態解明の推進

外国治安機関に対する捜査共助・協力要請件数が増加し、都道府県警察及び警察庁のサイバー攻撃対策が強化され、捜査への民間の知見の活用が進んでいることから、サイバー攻撃事案の実態解明が推進されていると認められる。

しかしながら、サイバー空間の脅威は依然として存在しており、今後も、サイバー攻撃に関する情報の収集・分析等を実施し、サイバー攻撃事案の実態解明を更に推進していく必要がある。

第7 情報技術解析に係る推進事項

情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化、サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化及び最新の技術情報の国際的な共有の推進のいずれもが実施されており、情報技術解析の向上が推進されている。

しかしながら、依然として、スマートフォンのような新たな電子機器が様々な犯罪に悪用されていること、不正プログラムの内容の巧妙化が進んでいること等から、引き続き、態勢及び技術力の強化並びに技術情報の国際的な共有を図る必要がある。

第8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応

本事件に関して、4都府県警察による検証の結果、遠隔操作等の可能性に対する認識不足、部門間の連携不足、逮捕判断時における検討不足、自白事案における供述吟味不足並びに否認事案における供述吟味及び裏付け捜査不足という反省事項が得られた。

同事件を受け、サイバー空間で今後起こり得る様々な事態にも対処できるよう「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を取りまとめた。同プログラムに基づき、次のとおり対策が進められた。

対処能力の向上

- ・ 都道府県警察における民間の専門家の登用
- ・ 警察庁におけるサイバー攻撃対策官の設置

民間事業者等の知見の活用

- ・ 総合セキュリティ対策会議における日本版N C F T Aの創設に向けた報告書の作成
- ・ ウイルス対策ソフト提供事業者等に対するウイルスに関する情報の提供
- ・ 関係事業者に対するサイバー犯罪に係る手口分析等の依頼

国際連携の推進

- ・ 米国N C F T Aの捜査実習への捜査員の派遣
- ・ 外国捜査機関に対する捜査共助要請の積極的な実施

広報啓発

- ・ 「情報セキュリティ月間」に合わせた広報啓発の実施
- ・ サイバーテロ対策協議会等を通じた広報啓発の実施

引き続き、サイバー犯罪対処能力の強化等を図るため、同プログラムに掲げられた施策を推進する必要がある。

第9 部門間の連携

サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置、長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置、サイバー犯罪対策委員会の設置等により、部門を超えた対処能力が強化されている。また、サイバー犯罪捜査検定の対象者にサイバー犯罪対策部門以外の部門において勤務する警察官も含めるよう指示し、部門横断的なサイバー犯罪対処能力の向上を図っており、警察の総合力を発揮したサイバー空間の脅威への対処を実施することに向けた施策は着実に推進されていることが認められる。

しかしながら、情報技術の発達に伴い、サイバー空間の脅威は日に日に深刻さの度合いを増しており、そのスピードも極めて速い。したがって、警察全体としてサイバー空間の脅威に対処する態勢の構築を不断に行っていく必要がある。

第10 総括

平成23年10月に警察庁が策定した「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」

に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃に関する諸対策を講じた結果、各種態勢が整備されるなどして、対処能力の向上が図られたほか、捜査活動と抑止活動の連動や民間事業者等との連携も推進された。したがって、サイバー空間の脅威に関する諸対策について着実に推進されていると評価することができる。

しかしながら、24年に発生したインターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件や、25年に入り急増しているインターネットバンキングに係る不正送金事犯等にみられるように、サイバー空間における脅威はますます深刻化しており、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」に基づく対策を引き続き推進していく必要がある。

また、同要綱策定後の情勢の変化等を踏まえ策定された「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」、「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)及び「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)に掲げられた施策を着実に推進し、サイバー空間における様々な事態への対処能力の強化に不断に取り組む必要がある。

中でも、サイバー犯罪及びサイバー攻撃の抑止対策とサイバー空間における捜査力の強化を図る上で、産学官の新たな連携枠組みである日本版NCFTAの創設と匿名性等を悪用したサイバー犯罪等の捜査を的確に行うためのログの保存の在り方についての検討が重要である。

これまでも、我が国では、産業界、学術機関、警察のそれぞれがサイバー空間の脅威に対処してきており、その過程で、様々な形での連携も行われてきた。しかし、現状の取組では、産学官それぞれのサイバー空間の脅威への対処の経験を全体で蓄積・共有し、サイバー空間全体を俯瞰した上で脅威の根本を断つための先制的・包括的な対応を行うことが十分にできていない。

我が国の脅威の現状及びそれに関する課題を踏まえると、産学官それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処の経験を、その場限り・当事者限りのものとせず、全体で蓄積・共有し、個別的・事後的な受け身の対応ではなく、警察による捜査権限の行使等による脅威の特定、軽減及び無効化を可能とする産学官連携の枠組み、すなわち、日本版NCFTAを可能な限り早期に創設する必要がある。

また、我が国では、ログの保存制度が存在せず、サイバー犯罪等に対する事後追跡可能性が確保されていないことが、サイバー犯罪等に対処する上での課題の一つとなっている。この点、昨今の技術の進歩等により電磁的記録媒体の容量当たりの価格が低下し、ログの保存に関する通信事業者等の負担は減少している状況にある。警察としても、セキュリティ上有益なログの種類、外国でのログの保存期間、国民の多様な意見等も勘案した上で、関係省庁と共にログの保存の在り方の検討に参画することとしている。

こうした取組を着実に推進し、世界最高水準のIT社会の実現に不可欠な安全・安心なサイバー空間の構築を推進していく。

終わりに

サイバー犯罪の検挙件数が最近 10 年間で 4.4 倍に増加し、平成 25 年のサイバー犯罪の検挙件数は 8,113 件と過去最高を記録するなど、サイバー空間をめぐる情勢は極めて深刻である。サイバー空間は、今や国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤となっており、一度重大なサイバー犯罪やサイバー攻撃が行われた場合には、国の治安や安全保障に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。最近の傾向をみると、自己顕示欲、見せしめ、嫌がらせ等、あるいは、金銭や示威を目的とする従来からみられるものに加えて、国家や企業を対象とした機密情報の窃取や重要なデータの破壊等を目的とするものが顕著になっている。また、サイバー空間において、国際的な規模で連携した警察による対処が必要とされるものが目立ってきている。

このように、サイバー空間の脅威は、その存在感を大きくしながら同時にその態様を刻一刻と変化させており、警察は、サイバー空間の脅威に対して従来以上に強力かつ柔軟に対処することが求められる。

警察は、23 年 10 月に策定した「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」に掲載されている各施策を実施しながら、サイバー空間の脅威の変化に対応してきた。今後も、本評価書を踏まえ、新たに策定された「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」、「サイバーセキュリティ戦略」、「世界一安全な日本」創造戦略」等に掲載されている施策を着実に推進し、引き続きサイバー空間における様々な事態への対処能力の強化に取り組むことによって、安全・安心なサイバー空間の構築を推進していく。

サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱

第1 基本方針

サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化を促進するため、警察の各部門が連携して総合的な対策を推進するに当たっての基本方針は以下のとおりとする。

1 社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう気運の醸成

警察において、取締りの強化等によりサイバー空間の脅威の実態を解明し、これを広く知らしめるとともに、被害の未然防止等のための官民連携した取組を推進し、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう気運を醸成する。

2 警察における態勢の強化及び捜査環境の整備

年々巧妙化する新たな手口に対応するため、官民連携した情報集約等の推進により、警察における態勢の強化を図るとともに、技術面及び制度面の両面から、サイバー攻撃の通信経路の事後追跡を可能にするなどの捜査環境の整備を進める。

3 外国捜査機関等との連携による国際連携の強化

国境を越えるサイバー空間の脅威に適切に対処するため、外国捜査機関等との連携を強化する。

第2 サイバー犯罪対策に係る推進事項

サイバー空間の脅威のうち、サイバー犯罪に対しては、第1の基本方針に基づき抑止対策及び捜査活動の両面からの取組並びに両者を連動させた取組を推進する。

1 抑止対策

社会全体の総合的なサイバー犯罪対策の強化を促進し、サイバー犯罪を抑止するための環境整備を進めるため、以下の取組を推進する。

(1) 犯罪の発生状況の把握

サイバー犯罪による被害を潜在化させないため、被害に係る通報を呼び掛けるとともに、相談窓口における的確な相談対応、積極的なサイバーパトロールの実施、民間事業者等との定期的な情報交換等により、犯罪の発生状況の把握に努める。

(2) 民間の自主的な被害防止活動の促進

取締り等によって判明したサイバー空間の脅威の実態を踏まえ、一般のインターネット利用者、一般企業、IT関連企業等の対象の違いに応じた広報啓発活動を推進することにより、民間の自主的な被害防止活動を促進する。

また、サイバー防犯ボランティア等のサイバー空間の安全のために自主的な防犯活動を行う個人及び団体を育成するため、これらの活動を支援する。

(3) 関係事業者等への働き掛け

サイバー犯罪に利用されるおそれのあるサイトの管理者等による自主的な防御措置等の取組を促進するとともに、情報セキュリティ対策を向上させるサービスを提

供する事業者等と連携し、犯罪抑止の取組を推進する。

また、サイバー犯罪が行われた通信経路の事後追跡を可能とする環境の整備に向け、プロバイダ等の通信事業者及びインターネットカフェを営む事業者等との協力関係を構築する。

(4) 児童の犯罪被害防止対策の推進

児童の犯罪被害を防止するため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の適切な運用を図るとともに、コミュニティサイト事業者等による自主的な被害防止活動を呼び掛ける。

また、児童ポルノの流通・閲覧防止措置等により、青少年有害情報の排除対策を推進するとともに、児童、保護者、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングの導入等による携帯電話及びインターネットの適切な利用について、周知徹底を図る。

2 捜査活動

新たな手口により、あるいは国境を越えて発生するサイバー犯罪の取締りを強化するため、以下の取組を推進する。

(1) 態勢の確保

サイバー犯罪の捜査活動は複数の都道府県に及ぶことが多く、また、国境を越えて行われるサイバー犯罪にも適切に対処する必要があることから、関係各部門及び各都道府県警察等が常に緊密な連携をとることができる態勢を確保する。

(2) 新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙

不正アクセス行為、コンピュータ・ウイルスの供用、ファイル共有ソフトの悪用等新たな手口を用いた犯罪について、先制的検挙又は一斉検挙により、被害拡大防止を図る。

(3) 違法情報の取締り、有害情報の実態解明等

全国協働捜査方式の活用等により、効率的な違法情報の取締りを推進するとともに、違法情報の公衆送信をほう助するサイト管理者等の取締りを行う。

また、殺人の請負等の犯罪を誘引するサイトを始めとする各種有害情報の実態解明及びこれに起因する犯罪の取締りを進め、インターネット上における犯罪インフラ対策を推進する。

(4) 児童を対象とする性犯罪等の取締り

インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯等を始め、児童を対象とする性犯罪等の取締りを推進する。

(5) 犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締り

サイバー犯罪の背後にある重大悪質な事件、特に暴力団その他の犯罪組織が行う犯罪の取締りを推進する。

また、外国の犯罪組織が国境を越えて行うサイバー犯罪に対する外国の捜査機関と連携した取締りを行う。

(6) 被害財産の回復と犯罪収益の剥奪

サイバー犯罪の多くは犯罪による収益の獲得を目的としていることから、捜査の早い段階から、被害回復の支援と犯罪収益の剥奪を念頭に置き、犯罪利用預金口座

の凍結や犯罪収益の発見確保に努める。

3 抑止対策と捜査活動の連動

捜査活動の成果を抑止対策にも活用するなどして抑止対策と捜査活動を連動させることで、より大きな効果を生み出していくため、以下の取組を推進する。

(1) 犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査の実施

被害が拡大しやすい犯罪、人々に犯行手口があまり認知されていない新たな犯罪、インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪等抑止効果が期待できる犯罪を重点的に検挙するなど、戦略的な観点から捜査方針・捜査計画を策定する。

(2) 被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報

被害の拡大が予想される手口によるサイバー犯罪を認知した場合には、可能な限り速やかに事件着手するとともに、検挙後には、同種手口による被害拡大を防ぐため、国民に分かりやすい事件広報を行う。

(3) 事件広報を通じた情報発信

インターネットに係る制度・技術の未整備がその発生を容易にしている犯罪を検挙した場合には、事件広報に際して、それらインターネットに係る未整備の制度的課題等に関する情報を発信し、関係機関・団体等に対して所要の改善を図るよう要請する。

第3 サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項

サイバー空間の脅威のうち、サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスに対しては、第1の基本方針に基づき態勢確保や官民連携の推進に加え、特にサイバー攻撃事案の実態解明に重点を置いた取組を推進する。

1 サイバーテロ対策

サイバーテロに対しては、以下の取組を推進する。

(1) 総合的な対策を推進するための態勢の確保

サイバーテロの未然防止及び関連するサイバー攻撃事案の実態解明のため、警察庁、管区警察局、都道府県警察等において、警備部門、生活安全部門及び情報通信部門が中心となり、総合的なサイバーテロ対策を推進する態勢を確保する。

(2) 未然防止のための官民連携の推進

サイバーテロ対策協議会等を通じ、重要インフラ事業者等に対してサイバーテロ対策の重要性を認識させ、当該事業者と情報セキュリティ対策の向上に資する情報交換、共同訓練等を実施し、サイバーテロの未然防止を図るとともに、事案発生時の警察への速報及び資料保全について働き掛けることなどにより、連携強化を図る。

(3) 事案発生時の的確な対処

サイバーテロ又はサイバーテロに発展するおそれのあるサイバー攻撃事案等の発生により、警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要があるときは、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号）等に基づき、警察庁に対策本部を設置する。管区警察局、都道府県警察等においては、事案発生

時に所要の措置を講ずる態勢を確保する。

2 サイバーインテリジェンス対策

サイバーインテリジェンスに対しては、以下の取組を推進する。

(1) 総合的な対策を推進するための態勢の確保

1 (1)の態勢を確保することにより、サイバーインテリジェンス対策についても推進する。

(2) 未然防止のための官民連携の推進

サイバーインテリジェンスによる情報窃取の被害を未然に防止するためには、官民連携した取組が不可欠であることから、警察庁においては、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを通じ、事業者等からの情報の集約を図るとともに、サイバーインテリジェンス対策のための不正プログラム対策協議会を通じ、不正プログラムやぜい弱性に関する情報を情報セキュリティ関連事業者を提供することなどにより、ITユーザ全体の情報セキュリティの向上を図る。

都道府県警察等は、対象事業者等に対する個別訪問等を通じ、情報提供及び注意喚起等を行うなど、きめ細やかな管理者対策を実施する。

3 サイバー攻撃事案の実態解明の推進

サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスに対しては、それらを始めとするサイバー攻撃事案の実態解明を行うことが重要な取組であり、それにより脅威の実態を広く知らしめることで、社会全体で立ち向かう気運を醸成する。

具体的には、警察庁においては、関係省庁、外国治安情報機関、関係事業者等との効果的な情報交換を実施する。都道府県警察等は、警察庁情報通信局情報技術解析課サイバーテロ対策技術室（サイバーフォースセンター）等と緊密に連携し、平素からサイバー空間における情報収集を推進するとともに、情報セキュリティに知見を有する有識者等からの包括的な情報収集に努める。また、違法行為を認知した場合には厳正な取締りを実施するなど、攻撃の実行者等に係る実態解明を推進する。